

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5051793号
(P5051793)

(45) 発行日 平成24年10月17日(2012.10.17)

(24) 登録日 平成24年8月3日(2012.8.3)

(51) Int.Cl.

F 1

H04L 12/58 (2006.01)
G06F 13/00 (2006.01)H04L 12/58 100F
G06F 13/00 61OA

請求項の数 6 (全 49 頁)

(21) 出願番号 特願2009-283323 (P2009-283323)
 (22) 出願日 平成21年12月14日 (2009.12.14)
 (65) 公開番号 特開2011-124947 (P2011-124947A)
 (43) 公開日 平成23年6月23日 (2011.6.23)
 審査請求日 平成23年7月6日 (2011.7.6)

(73) 特許権者 390002761
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 東京都港区港南2丁目16番6号
 (73) 特許権者 312000206
 キヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社
 東京都品川区東品川2丁目4番11号
 (73) 特許権者 592135203
 キヤノンITソリューションズ株式会社
 東京都品川区東品川2丁目4番11号
 (74) 代理人 100126103
 弁理士 伊藤 幹郎
 (72) 発明者 松田 雄介
 東京都港区三田3丁目11番28号 キヤノンITソリューションズ株式会社内
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電子メール制御装置及びその制御方法、プログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

電子メール送信端末と通信可能であり、前記電子メール送信端末により送信される電子メールの送出に係るリスク値を決定する電子メール制御装置であって、

前記電子メールの送信元と前記電子メールの送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値を示すリンクリスク情報を記憶するリスク記憶手段と、

前記電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値と、前記電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別との組み合わせに対応する、前記電子メールの送出に係るリスク値を特定するための初期リスク情報を記憶する初期リスク情報記憶手段と、

前記電子メール送信端末により送信される電子メールを取得する取得手段と、

前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報を記憶している場合は、当該組に対応して記憶されたリスク値に従って、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する決定手段と、

前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に含まれる、前記取得手段で取得された電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリスク値に従って、当該電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値を算出する算出手段と、

前記取得手段で取得された電子メールの内容、又は該電子メールに添付されたデータの

形式に従って、当該電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別を判定する判定手段と、

を備え、

前記決定手段は、前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されていない場合に、前記初期リスク情報記憶手段に記憶されている初期リスク情報に従って、前記算出手段で算出された送信元リスク値と、前記判定手段で判定されたリスク種別とに対応するリスク値を、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値として決定することを特徴とする電子メール制御装置。

【請求項 2】

10

前記取得手段で取得された電子メールの送信元ではない他の送信元から該電子メールの送信先に過去に送信された電子メールがあるか否かを、前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に従って判定するリンク判定手段と、

前記リンク判定手段で、前記取得手段で取得された電子メールの送信元ではない他の送信元から該電子メールの送信先に過去に送信された電子メールがあると判定された場合に、該電子メールの送信元と該電子メールの送信先との組についての、前記リスク記憶手段に記憶されているリスク値に従って、前記初期リスク情報による前記送信元リスク値と前記リスク種別との組み合わせに対応する前記電子メールの送出に係るリスク値の特定基準を変更する変更手段と、

を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の電子メール制御装置。

20

【請求項 3】

前記リンク判定手段で、前記取得手段で取得された電子メールの送信元ではない他の送信元から該電子メールの送信先に送信された電子メールがないと判定された場合に、前記取得手段で取得された電子メールの送信元ではない他の送信元から、該電子メールの送信先のドメインに送信された電子メールがあるか否かを、前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に従って判定するドメイン判定手段を更に備え、

前記変更手段は、前記ドメイン判定手段により、当該ドメインに送信されたと判定された電子メールの送信元と送信先との組についての、前記リスク記憶手段に記憶されているリスク値に従って、前記算出手段で算出された送信元リスク値を変更することを特徴とする請求項 2 に記載の電子メール制御装置。

30

【請求項 4】

前記電子メールの送出を許可するかを前記決定手段により決定されたリスク値により判定するための条件を示すリスク条件を記憶する条件記憶手段と、

前記決定手段で決定されたリスク値が、前記条件記憶手段に記憶されたリスク条件を満たすかを判定することにより、前記取得手段により取得された電子メールの送出を許可するかを判定し、当該判定結果に従って該電子メールの送出制御を行う送信制御手段と、

を更に備えることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか 1 項に記載の電子メール制御装置。

【請求項 5】

40

電子メール送信端末と通信可能であり、前記電子メールの送信元と前記電子メールの送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値を示すリンクリスク情報を記憶するリスク記憶手段と、前記電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値と、前記電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別との組み合わせに対応する、前記電子メールの送出に係るリスク値を特定するための初期リスク情報を記憶する初期リスク情報記憶手段と、を備えた電子メール制御装置の制御方法であつて、

前記電子メール制御装置の取得手段が、前記電子メール送信端末により送信される電子メールを取得する取得工程と、

前記電子メール制御装置の決定手段が、前記取得工程で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報

50

に記憶されている場合は、当該組に対応して記憶されたリスク値に従って、前記取得工程で取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する決定工程と、

前記電子メール制御装置の算出手段が、前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に含まれる、前記取得工程で取得された電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリスク値に従って、当該電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値を算出する算出工程と、

前記電子メール制御装置の判定手段が、前記取得工程で取得された電子メールの内容、又は該電子メールに添付されたデータの形式に従って、当該電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別を判定する判定工程と、

を備え、

10

前記決定工程は、前記取得工程で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されていない場合に、前記初期リスク情報記憶手段に記憶されている初期リスク情報に従って、前記算出工程で算出された送信元リスク値と、前記判定工程で判定されたリスク種別とに対応するリスク値を、前記取得工程で取得された電子メールの送出に係るリスク値として決定することを特徴とする電子メール制御装置の制御方法。

【請求項 6】

電子メール送信端末と通信可能であり、前記電子メールの送信元と前記電子メールの送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値を示すリンクリスク情報を記憶するリスク記憶手段と、前記電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値と、前記電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別との組み合わせに対応する、前記電子メールの送出に係るリスク値を特定するための初期リスク情報を記憶する初期リスク情報記憶手段と、を備えた電子メール制御装置で実行可能なプログラムであって、

20

前記電子メール制御装置を、

前記電子メール送信端末により送信される電子メールを取得する取得手段と、

前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されている場合は、当該組に対応して記憶されたリスク値に従って、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する決定手段と、

30

前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に含まれる、前記取得手段で取得された電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリスク値に従って、当該電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値を算出する算出手段と、

前記取得手段で取得された電子メールの内容、又は該電子メールに添付されたデータの形式に従って、当該電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別を判定する判定手段として機能させ、

前記決定手段は、前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されていない場合に、前記初期リスク情報記憶手段に記憶されている初期リスク情報に従って、前記算出手段で算出された送信元リスク値と、前記判定手段で判定されたリスク種別とに対応するリスク値を、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値として決定することを特徴とするプログラム。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、電子メール制御装置及びその制御方法、プログラムに関し、特に、電子メールの送出に係るリスク値を決定するための技術に関するものである。

【背景技術】

50

【0002】

近年、個人情報や機密情報漏洩が企業の信頼というものに影響を及ぼすようになってきている。個人情報保護法など各種法律の施行に伴い、企業として情報漏洩に対する対策を講じることは急務になってきている。情報漏洩の原因は外部からの不正アクセスにより起きてしまうこともあるが、その多くは企業内部の人間の不注意等から起きている。

【0003】

そのような情報漏洩対策の一つとしてメールフィルタリングシステムがある。メールフィルタリングシステムは、情報漏洩につながる可能性の高いキーワードの有無など、電子メールの特徴をフィルタリングの条件として設定し、監査または送信制御の対象となる電子メールを選別する。管理者は選別された電子メールを目視により判定することで、効率的に情報漏洩を防止することができる。10

【0004】

このような先行技術として、特許文献1には、予め設定した条件に基づき、監査の対象となる電子メールを選別し、電子メールの発信者に応じた管理者に対し、選別した電子メールの一覧を表示し監査を促す仕組みが開示されている。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献1】特開平2006-85642号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

しかしながら、情報漏洩防止に対する要求の一層の高まりと多様化に伴い、監査または送信制御の対象となる電子メールが増え、またその内容が多様になり、管理者が目視により確認しなければならない電子メールの数と判断の複雑さが増大している。

【0007】

上記従来技術では、目視確認が必要な電子メールの数がある程度までならば、標題の一覧など要約された情報を見ることで、情報漏洩の可能性が高い電子メールを見つけ出し、優先的に精査することもできるが、確認しなければならない電子メールの数が増えると、一覧の中から高い精査での監査が必要なメールを見つけ出すことさえも困難となり、管理者の負担が増大する。30

【0008】

このように、従来、電子メールの監査（事前監査及び事後監査）を行う際に、電子メールの送信元と送信先の組に対する過去の送信制御及び／又は監査の実績から、監査するべき優先度の高い電子メールを把握することが困難であり、効率的に監査を行うことが難しかった。

すなわち、効率的に監査を行うべく、発信者、宛先の関係からリスクが高いと推定される電子メールをユーザに選択させることが困難であった。

【0009】

そこで、送信制御する電子メールの送信元と送信先の組に対する過去の送信制御及び／又は監査の実績に従って、当該電子メールの送出に係るリスクを判定し、送出してもよい電子メールであるか、或いは監査するべき電子メールであるか等を決定する仕組みが考えられる。40

【0010】

しかしながら、そのような仕組みを用いる場合、送信制御を行う電子メールの送信元と送信先の組に関する過去の送信制御及び／又は監査の実績が無い場合には、送出してもよい電子メールであるか、或いは監査するべき電子メールであるか等を適切に決定することが難しくなる。

【0011】

これを改善するため、送信制御を行う電子メールの送信元と送信先の組に関する過去の

50

送信制御及び／又は監査の実績が無い場合には、必ず保留することが考えられるが、新たな送信先に送信する際に必ず保留されると電子メールの監査作業の効率が悪くなってしまう。

【0012】

そこで、本発明の目的は、取得した電子メールの送信元と送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値が記憶されていない場合に、取得された電子メールの送信元に係る送信元リスク値、及び取得された電子メールに係るリスク種別とから、取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する仕組みを提供することである。

10

【課題を解決するための手段】

【0013】

本発明は、電子メール送信端末と通信可能であり、前記電子メール送信端末により送信される電子メールの送出に係るリスク値を決定する電子メール制御装置であって、前記電子メールの送信元と前記電子メールの送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値を示すリンクリスク情報を記憶するリスク記憶手段と、前記電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値と、前記電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別との組み合わせに対応する、前記電子メールの送出に係るリスク値を特定するための初期リスク情報を記憶する初期リスク情報記憶手段と、前記電子メール送信端末により送信される電子メールを取得する取得手段と、前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されている場合は、当該組に対応して記憶されたリスク値に従って、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する決定手段と、前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に含まれる、前記取得手段で取得された電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリスク値に従って、当該電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値を算出する算出手段と、前記取得手段で取得された電子メールの内容、又は該電子メールに添付されたデータの形式に従って、当該電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別を判定する判定手段と、を備え、前記決定手段は、前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されていない場合に、前記初期リスク情報記憶手段に記憶されている初期リスク情報に従って、前記算出手段で算出された送信元リスク値と、前記判定手段で判定されたリスク種別とに対応するリスク値を、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値として決定することを特徴とする。

20

【0015】

また、本発明は、電子メール送信端末と通信可能であり、前記電子メールの送信元と前記電子メールの送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値を示すリンクリスク情報を記憶するリスク記憶手段と、前記電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値と、前記電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別との組み合わせに対応する、前記電子メールの送出に係るリスク値を特定するための初期リスク情報を記憶する初期リスク情報記憶手段と、を備えた電子メール制御装置の制御方法であって、前記電子メール制御装置の取得手段が、前記電子メール送信端末により送信される電子メールを取得する取得工程と、前記電子メール制御装置の決定手段が、前記取得工程で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されている場合は、当該組に対応して記憶されたリスク値に従って、前記取得工程で取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する決定工程と、前記電子メール制御装置の算出手段が、前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に含まれる、前記取得工程で取得された電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリスク値に従って、当該電子メー

30

40

50

ルの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値を算出する算出工程と、前記電子メール制御装置の判定手段が、前記取得工程で取得された電子メールの内容、又は該電子メールに添付されたデータの形式に従って、当該電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別を判定する判定工程と、を備え、前記決定工程は、前記取得工程で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されていない場合に、前記初期リスク情報記憶手段に記憶されている初期リスク情報に従って、前記算出工程で算出された送信元リスク値と、前記判定工程で判定されたリスク種別とに対応するリスク値を、前記取得工程で取得された電子メールの送出に係るリスク値として決定することを特徴とする。

10

【0016】

また、本発明は、電子メール送信端末と通信可能であり、前記電子メールの送信元と前記電子メールの送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値を示すリンクリスク情報を記憶するリスク記憶手段と、前記電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値と、前記電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別との組み合わせに対応する、前記電子メールの送出に係るリスク値を特定するための初期リスク情報を記憶する初期リスク情報記憶手段と、を備えた電子メール制御装置で実行可能なプログラムであって、前記電子メール制御装置を、前記電子メール送信端末により送信される電子メールを取得する取得手段と、前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されている場合は、当該組に対応して記憶されたリスク値に従って、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定する決定手段と、前記リスク記憶手段に記憶されたリンクリスク情報に含まれる、前記取得手段で取得された電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリスク値に従って、当該電子メールの送信元に係るリスクの度合いを示す送信元リスク値を算出する算出手段と、前記取得手段で取得された電子メールの内容、又は該電子メールに添付されたデータの形式に従って、当該電子メールに係るリスクの度合いを示すリスク種別を判定する判定手段として機能させ、前記決定手段は、前記取得手段で取得された電子メールの送信元と該電子メールの送信先の組が、前記リスク記憶手段に記憶されているリンクリスク情報に記憶されていない場合に、前記初期リスク情報記憶手段に記憶されている初期リスク情報に従って、前記算出手段で算出された送信元リスク値と、前記判定手段で判定されたリスク種別とに対応するリスク値を、前記取得手段で取得された電子メールの送出に係るリスク値として決定することを特徴とする。

20

【発明の効果】

【0017】

本発明によれば、取得した電子メールの送信元と送信先の組について過去に送信した電子メールの送出に係るリスクの度合いを示すリスク値が記憶されていない場合に、取得された電子メールの送信元に係る送信元リスク値、及び取得された電子メールに係るリスク種別とから、取得された電子メールの送出に係るリスク値を決定することができる。

30

40

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】本発明の実施の形態に係る情報処理システムのシステム構成を概略的に示すブロック図である。

【図2】図1におけるメール監査装置のハードウェア構成を概略的に示すブロック図である。

【図3】図1におけるメール監査装置が実行する基本的な処理手順を示すフローチャート

50

である。

- 【図4】メール監査装置のリスク値算出処理を示すフローチャートである。
- 【図5】メール監査装置の監査対象判定処理を示すフローチャートである。
- 【図6】メール発信者種別の判断処理を示すフローチャートである。
- 【図7】発信メール種別の判断処理を示すフローチャートである。
- 【図8】メール監査装置の初期リスク値算出処理を示すフローチャートである。
- 【図9】監査対象メールの監査処理を示すフローチャートである。
- 【図10】発信者リスク値計算の一例を示す計算式である。
- 【図11】ドメインリスク値計算の一例を示す計算式である。
- 【図12】リンクリスク値計算の一例を示す計算式である。
- 【図13】監査指數計算関数の一例を示す計算式である。
- 【図14】リンクメールリスク値の一例を示す図である。
- 【図15】リンクリスク表の一例を示す図である。
- 【図16】リンクメールリスク表の一例を示す図である。
- 【図17】監査対象メール管理表の一例を示す図である。
- 【図18】監査対象メール一覧画面の一例を示す図である。
- 【図19】事前監査用のメール詳細画面の一例を示す図である。
- 【図20】事後監査用のメール詳細画面の一例を示す図である。
- 【図21】初期リスク値テーブル設定画面の一例を示す図である。
- 【図22】発信者閾値設定画面の一例を示す図である。
- 【図23】配送ルール表の一例を示す図である。
- 【図24】メールアドレス間のリンク関係の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

以下、添付図面を参照して、本発明を好適な実施形態に従って詳細に説明する。

【0020】

図1は、本実施形態に係るシステムの構成例を示す図である。

【0021】

尚、図1のネットワーク上に接続される各種端末の構成は一例であり、用途や目的に応じて様々な構成例があることは言うまでもない。

【0022】

100は電子メールの監査機能を提供するメール監査装置（電子メール制御装置）である。メール監査装置100は、ネットワークを介して、メール送受信端末110（電子メール送信端末）、管理操作端末120、メール配送装置130とデータの送受信が可能（通信可能）である。メール監査装置100は、メール送受信端末110から送信された電子メールを受け取り、予め定義された条件に従い、条件に合致する電子メールを送信するか、削除するか、保留するかの配送制御（送出制御）を実施する。また、併せて監査対象にするか否かの判定を行う。送信すると判定された電子メールはメール配送装置130へ送信される。メール監査装置100は、メール配送処理部101、配送ルールデータベース102、管理情報データベース103、監査対象メール保存部104、監査操作処理部105を備えている。

【0023】

メール配送処理部101はメール送受信端末から受信した電子メールが、配送ルールデータベース102に記憶された配送ルールに示される各種条件に一致するか否かを判定し、一致する配送ルールがあると判定された場合は、当該配送ルールに設定されたアクション（送信か削除、または保留）を当該電子メールに対して適用する機能を備える。また、併せて管理情報データベース103に保存されたリスク情報に基づき、当該電子メールが監査対象か否かを判定し、監査対象と判定された場合には監査対象メール保存部104へ当該電子メールを保存し、管理情報データベース103のリスク情報を更新する機能を備える。更に、送信されると判定された電子メール、又は監査操作処理部105から送信の

10

20

30

40

50

指示があった電子メールをメール配送装置 130 へ送信する機能を備える。

【0024】

配送ルールデータベース 102 はメール配送処理部 101 で電子メールの配送方法を決定するための配送ルールが保存されているデータベースである。

【0025】

監査対象メール保存部 104 は、メール配送処理部 101 において監査対象と判定された電子メールを保存する記憶領域である。

【0026】

管理情報データベース 103 は電子メールの発信者と宛先の関係に関するリスク情報、監査対象メールの管理情報、その他制御パラメータ値を保存する記憶領域である。

10

【0027】

監査操作処理部 105 は、管理操作端末 120 の管理操作部 121 から受けた指示に従い、監査対象メール保存部 104 に保存された監査対象メールの監査処理を行う機能を備える。監査対象メールの配送が保留された状態であれば、送出または削除を行うことができ、既に送出または削除の処理が終了している場合は管理情報データベース 103 に保存されているリスク情報を更新する機能を備える。

【0028】

110 は電子メールの送信を行う利用者が使用するメール送受信端末である。メール送受信端末 110 はネットワークを介して、メール監査装置 100 とデータの送受信が可能である。メール送受信端末 110 はメール送受信部 111 を備えている。

20

【0029】

メール送受信部 111 はメール監査装置 100 に電子メールを送信する機能と、メール監査装置 100 から電子メールを受信する機能とを備えている。

【0030】

120 は電子メールの監査を行う管理者が使用する管理操作端末である。管理操作端末 120 はネットワークを介して、メール監査装置 100 とデータの送受信が可能である。管理操作端末 120 は管理操作部 121 を備えている。

【0031】

管理操作部 121 はメール監査装置 100 の監査操作処理部 105 に対して、監査対象メール保存部 104 に保存されている監査対象の電子メールの送出又は削除の配送の指示を行う機能を備えている。

30

【0032】

また、管理操作部 121 は、メール監査装置 100 の監査操作処理部 105 に対して、管理情報データベース 103 に保存されている電子メールのリスク情報を更新指示する機能を備えている。

【0033】

また。管理操作部 121 は、管理情報データベース 103 に保存されている、発信者閾値及び / 又は初期リスク値テーブルの値を設定する機能を備えている。

図 22 は、発信者閾値を設定する発信者閾値設定画面の一例を示す図である。

【0034】

40

図 22 の 2202 は、要注意発信者閾値を設定するオブジェクトであり、2203 は、高信頼発信者閾値を設定するオブジェクトである。管理者により 2202、2203 に各閾値が入力され、OK ボタン 2204 が押下されると記憶部に要注意発信者閾値、高信頼発信者閾値が設定される。2205 は、設定をキャンセルするためのキャンセルボタンである。また、2201 は、縦軸が発信者数、横軸が発信者のリスク値を示すグラフであり、リンクリスク表から計算される。

【0035】

メール配送装置 130 は、メール監査装置 100 から受信した電子メールを当該電子メールの宛先アドレスの情報に基づき適切なメールサーバへ配送する機能を備える。

【0036】

50

以下、図2を用いて、図1に示したメール監査装置100、メール送受信端末110、管理操作端末120、メール配達装置130のハードウェア構成について説明する。

【0037】

メール監査装置100、メール送受信端末110、管理操作端末120、メール配達装置130は、それぞれ情報処理装置（コンピュータ）である。

【0038】

図2は、情報処理装置のハードウェア構成を示すブロック図である。

【0039】

図2において、201はCPUで、システムバス204に接続される各デバイスやコントローラを統括的に制御する。また、ROM202あるいは外部メモリ211には、CPU201の制御プログラムであるBIOS（Basic Input / Output System）やオペレーティングシステムプログラム（以下、OS）や、各サーバあるいは各PC（情報処理装置）の実行する機能を実現するために必要な後述する各種プログラム等が記憶されている。
10

【0040】

203はRAMで、CPU201の主メモリ、ワークエリア等として機能する。CPU201は、処理の実行に際して必要なプログラム等をROM202あるいは外部メモリ211からRAM203にロードして、該ロードしたプログラムを実行することで各種動作を実現するものである。

【0041】

また、205は入力コントローラで、キーボード（KB）209や不図示のマウス等のポインティングデバイス等からの入力を制御する。206はビデオコントローラで、CRTディスプレイ（CRT）210等の表示器（表示部）への表示を制御する。尚、図2では、CRT210と記載しているが、表示器はCRTだけでなく、液晶ディスプレイ等のほかの表示機であってもよい。これは必要に応じて管理者が使用するものである。
20

【0042】

207はメモリコントローラで、ポートプログラム、各種のアプリケーション、フォントデータ、ユーザファイル、編集ファイル、各種データ等を記憶する外部記憶装置（ハードディスク（HD））や、フレキシブルディスク（FD）、あるいはP C M C I Aカードスロットにアダプタを介して接続されるコンパクトフラッシュ（登録商標）メモリ等の外部メモリ211へのアクセスを制御する。
30

【0043】

208は通信I/Fコントローラで、ネットワークを介して外部機器と接続・通信するものであり、ネットワークでの通信制御処理を実行する。たとえば、TCP/IPを用いた通信等が可能である。

【0044】

尚、CPU201は、たとえばRAM203内の表示情報用領域へアウトラインフォントの展開（ラスタライズ）処理を実行することにより、CRT210上での表示を可能としている。また、CPU201は、CRT210上の不図示のマウスカーソル等でのユーザ指示を可能とする。
40

【0045】

本発明を実現するための後述する各種プログラムは、外部メモリ211に記録されており、必要に応じてRAM203にロードされることによりCPU201によって実行されるものである。さらに上記プログラムの実行時に用いられるファイルおよび各種テーブル等も、外部メモリ211に格納されている。

【0046】

次に、メール監査装置の基本的な処理フローについて、図3を用いて説明する。

【0047】

図3は本発明の実施形態のメール監査装置の基本的な処理を示すフローチャートである。
50

【 0 0 4 8 】

なお、図3に示すステップS301からステップS312の各ステップの処理は、メール監査装置100のCPU201により実行され実現される。

【 0 0 4 9 】

ステップS301では、メール送受信端末110から送信された電子メールを、メール配送処理部101が受信(取得)し、ステップS302以降の処理を実行する。

【 0 0 5 0 】

ステップS302では、ステップS301で受信した電子メールのリンクリスク値(リスク値)を算出する。リンク値算出処理(S302)の詳細処理の説明は、図4を用いて後述する。

10

【 0 0 5 1 】

ここで、リンクリスク値とは、電子メールの発信者(送信元)と受信者(送信先)とのペア(組)に対するリスクの度合いを表す数値である。すなわち、リンクリスク値とは、発信者(送信元)と受信者(送信先)のつながり(リンク)に対して設定される、情報漏洩等の情報に関するリスクの度合いを示す数値である。

【 0 0 5 2 】

図24は、メールアドレス間のリンク関係の一例を示す図である。図24には、ある3つのアドレスに関するリンクリスクの例を模式的に示している。

【 0 0 5 3 】

図24は、`ito@aaaaa.co.jp`(電子メールの送信元)から`mori@ccc.co.jp`(電子メールの送信先)へのメール送信に関するリンクリスク値()は“0.014”であることを示している。また、`ito@aaaaa.co.jp`(電子メールの送信元)から`abe@bbb.co.jp`(電子メールの送信先)へのメール送信に関するリンクリスク値()は“0.067”であることを示している。

20

【 0 0 5 4 】

図24に示すように、`ito@aaaaa.co.jp`から`mori@cccc.co.jp`へのメール送信に比べて、`ito@aaaaa.co.jp`から`abe@bbb.co.jp`へのメール送信の方が、リンクリスク値()が高いことを示している。

【 0 0 5 5 】

ステップS303では、メール配送処理部101は、配送ルールデータベース102に記憶される配送ルール表(図23)をRAMなどのメモリに読み込む。なお、配送ルールデータベース102は、メール監査装置100の外部メモリ211などの記憶部に記憶されている。配送ルール表はリスク条件の適用例であり、配送ルールデータベース102は、条件記憶手段の適用例である。

30

【 0 0 5 6 】

図23は、配送ルール表2301の一例を示す図である。

【 0 0 5 7 】

配送ルール表2301の各レコードが配送ルールを示している。すなわち、1つの配送ルールは、ルールID、条件式、アクションから構成されるレコードである。

【 0 0 5 8 】

配送ルール表2301は、ルールIDをキーに配送ルールが降順にソートされたリスト形式で記憶保持されている。条件式には電子メールを特定するための条件が記述されているものとする。

40

【 0 0 5 9 】

条件式に設定される条件の一例として、例えば、電子メールの内容(キーワード)に関する条件(内容条件)や、発信者や宛先(送信先)の電子メールアドレスに関する条件や、電子メールのデータサイズや、添付ファイルの有無や添付ファイルのドキュメントタイプ(ファイル形式)や、宛先アドレスの数などがある。

【 0 0 6 0 】

また、配送ルール表2301の条件式には、リンクリスク値の大きさを条件(リスク条

50

件)として設定することもできる。例えば、図23のルールIDが4のレコードの条件式には、リスク条件が設定されており、リンクリスク値が0.7よりも大きい電子メールかの条件が設定されている。そして、このルールIDが4の条件を満たす電子メールは保留されることがアクションの項目に規定されている。

【0061】

次に、配送ルール表2301の他の配送ルールについても説明する。

【0062】

ルールIDが1のレコードの条件式には、電子メール内に「社外秘」というキーワードが含まれるかの条件が設定されている。そして、このルールIDが1の条件を満たす電子メールは削除されることがアクションの項目に規定されている。

10

【0063】

ルールIDが2のレコードの条件式には、電子メール内に「見積もり」と「A社」というキーワードが含まれるかの条件が設定されている。そして、このルールIDが2の条件を満たす電子メールは保留されることがアクションの項目に規定されている。

【0064】

ルールIDが3のレコードの条件式には、電子メールの送信元の電子メールアドレスが「*@eeee.co.jp」であるかの条件が設定されている。ここで*はワイルドカード(任意の文字列)である。すなわち、eeee.co.jpのドメインから送信された電子メールであるか否かの条件が設定されている。そして、このルールIDが3の条件を満たす電子メールは送信されることがアクションの項目に規定されている。

20

【0065】

ルールIDが5のレコードの条件式には、電子メールの送信先の電子メールアドレスが「*@ffff.co.jp」であるか否かの条件が設定されている。ここで*はワイルドカード(任意の文字列)である。すなわち、ffff.co.jpのドメイン宛の電子メールであるか否かの条件が設定されている。そして、このルールIDが5の条件を満たす電子メールは削除されることがアクションの項目に規定されている。

【0066】

ルールIDが6のレコードの条件式には、電子メールのデータサイズが10Mバイトよりも小さいか否かの条件が設定されている。そして、このルールIDが6の条件を満たす電子メールは削除されることがアクションの項目に規定されている。

30

【0067】

図23の例では、リスク条件と他の条件(内容条件等)とがそれぞれ独立して設定されているが、リスク条件と他の条件(内容条件等)とを組み合わせた条件(AND条件で組み合わせた条件)を設定してもよい。

【0068】

内容条件とは、電子メールの内容(キーワード)から該電子メールの送出を許可するか、保留するか、削除するかを判定する条件である。また、リスク条件とは、リンクリスク値の大小から該電子メールの送出を許可するか、保留するか、削除するかを判定する条件である。

【0069】

40

次に、図3のフローチャートの説明に戻る。

【0070】

ステップS304では、配送ルール表2301の中からルールIDの若い順に配送ルールを1つずつ取得し、ステップS305の処理を繰り返す。

【0071】

ステップS305では、ステップS304で取得した配送ルールの条件式の条件(リスク条件)に、ステップS301で取得した電子メールが合致するか否かを判定する。判定結果、合致すると判定された場合は(ステップS305:はい)、ステップS308に処理を進める。一方、合致しないと判定された場合は(ステップS305:いいえ)、ステップS306に進む。

50

【0072】

ステップS306では、ステップS303で読み込んだ配送ルール表内の全ての配送ルールに対して、ステップS305の処理が実行された場合は、処理をステップS307に移行する。一方、全ての配送ルールに対する処理が終了していない場合にはステップS304に戻り、次に若いルールIDの配送ルールを1つ取得し、ステップS305の処理を実行する。

【0073】

ステップS308では、ステップS305で合致した条件(式)のアクションの値を配送ルールから取得し、取得した値が送信ならばステップS307に、また削除ならばステップS309に、また保留ならばステップS310に処理を移行する。

10

【0074】

ステップS307では、ステップS301で取得した電子メールを送信するべく、メール配達装置130へ送信する。

【0075】

ステップS309では、ステップS301で取得した電子メールを削除する。

【0076】

ステップS310では、ステップS301で取得した電子メールを送信せず保留する。

【0077】

ステップS307、又はステップS309、又はステップS310の処理を実行すると、処理をステップS311に移行する。

20

【0078】

ステップS311では、ステップS301で取得した電子メールが監査対象の電子メールであるか否かを判定し、監査対象の電子メールであると判定された場合に当該電子メールを監査対象の電子メール(監査対象メール)として、監査対象メール保存部104に保存する。更に、当該電子メールが監査対象であることを判定するために、図17に示す監査対象メール管理表に、当該電子メールを識別するための情報(メールID等)を記憶する。ここで、監査対象メール管理表(図17)は、監査対象メールのリストが含まれるテーブルである。

【0079】

監査対象判定処理(ステップS311)の詳細処理は、図5を用いて後述する。

30

【0080】

次に、ステップS311の処理を終了した後、処理をステップS312に移行する。

【0081】

ステップS312では、ステップS301で取得した電子メールの処理結果(ステップS307による送信、ステップS309による削除)から、管理情報データベース103に保存されているリンクリスク表(図15)の値及びリンクメールリスク表(図16)の値を更新する。管理情報データベース103は、リスク記憶手段の適用例である。

【0082】

図15は、リンクリスク表の一例である。リンクリスク表(図15)、リンクメールリスク表(図16)は、リンクリスク情報の適用例である。

40

【0083】

図15に示すリンクリスク表は、メール監査装置100の外部メモリ211等の記憶部に記憶されている。

【0084】

図15には、電子メールの送信元と送信先の組に対する過去の送信制御(送信制御結果)及び/又は監査の実績が記憶されており、当該組に対する電子メールの送出のリスクの度合いを示すリスク値(リンクリスク値)が記憶されている。

【0085】

リンクリスク表(図15)は、「受信者」、「宛先ローカル部」、「宛先ドメイン部」、「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」、「

50

総数」、「リンクリスク値」の項目から構成される。

【0086】

「受信者」は、電子メールの送信元の電子メールアドレスが記憶されている。

【0087】

「宛先ローカル部」は、電子メールの送信先の電子メールアドレスのローカル部が記憶されている。ローカル部とは、電子メールアドレスの@よりも前の文字列である。例えば、電子メールアドレスがk a t o @ a a a a . c o . j p の場合、「k a t o」がローカル部である。

【0088】

「宛先ドメイン部」は、電子メールの送信先の電子メールアドレスのドメイン部が記憶されている。ドメイン部とは、電子メールアドレスの@よりも後の文字列である。例えば、電子メールアドレスがk a t o @ a a a a . c o . j p の場合、「a a a a . c o . j p」がドメイン部である。

【0089】

「送信」、「注意あり送信」、「削除」の項目には、後で説明する「事前監査」の監査結果と、ステップS307及びステップS309での送信制御結果（電子メールの送信と保留）の回数が記憶されている。すなわち、「送信」には、事前監査で監査者（管理者）により「送信」と指示された回数とステップS307で送信された回数の総和が記憶されている。また、「注意あり送信」には、事前監査で監査者（管理者）により「注意あり送信」と指示された回数が記憶されている。また、「削除」には、事前監査で監査者（管理者）により「削除」と指示された回数とステップS309で削除された回数の総和が記憶されている。なお、事前監査の監査画面は図19に示す。

10

【0090】

次に、「問題なし」、「注意」、「問題あり」の項目には、後で説明する「事後監査」の監査結果の回数が記憶されている。すなわち、「問題なし」には、事後監査で監査者（管理者）により「問題なし」と指示された回数が記憶されている。また、「注意」には、事後監査で監査者（管理者）により「注意」と指示された回数が記憶されている。また、「問題あり」には、事後監査で監査者（管理者）により「問題あり」と指示された回数が記憶されている。なお、事後監査の監査画面は図20に示す。

20

【0091】

30

「総数」には、事前監査及び事後監査で監査された回数とステップS307及びステップS309での送信制御結果（電子メールの送信と保留）の回数との総和が記憶されている。すなわち、「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」と監査された回数と、ステップS307で送信された回数と、ステップS309で削除された回数との総和が記憶されている。

【0092】

また、「リンクリスク値」の項目には、「受信者」、「宛先ローカル部」、「宛先ドメイン部」に示される電子メールの送信元と送信先の組に対する、事前監査及び事後監査での監査結果と、ステップS307及びステップS309での送信制御結果（送信と削除）に従って算出されるリンクリスク値が記憶されている。

40

【0093】

ステップS312では、ステップS301で取得した電子メールがステップS307で送信された場合、又は、ステップS309で削除された場合に、当該電子メールの発信者アドレス（送信元の電子メールアドレス）と、当該電子メールの全ての送信先の電子メールアドレス（宛先アドレス）との組み合わせ（組）の、リンクリスク表（図15）内のレコードを特定する。

【0094】

すなわち、ステップS301で取得した電子メールの送信元と送信先の電子メールアドレスの組に一致する、リンクリスク表の送信元と送信先の組のレコードを特定する。

【0095】

50

そして、ステップ S 3 0 1 で取得した電子メールがステップ S 3 0 7 で送信された場合は、特定された全てのレコードの「送信」の項目の値をインクリメント（更新）する。また、ステップ S 3 0 1 で取得した電子メールがステップ S 3 0 9 で削除された場合は、特定された全てのレコードの「削除」の項目の値をインクリメント（更新）する。

【 0 0 9 6 】

なお、ここで、ステップ S 3 0 1 で取得した電子メールの送信元と全送信先の電子メールアドレスの組のうち、リンクリスク表の各レコードの送信元と送信先の組に一致しない組がある場合は、当該一致しない送信元と送信先の組のレコードをリンクリスク表に追加する。

【 0 0 9 7 】

そして、ステップ S 3 0 1 で取得した電子メールがステップ S 3 0 7 で送信された場合は、追加されたレコードの「送信」の項目の値を 1 に設定する。また、ステップ S 3 0 1 で取得した電子メールがステップ S 3 0 9 で削除された場合は、追加されたレコードの「削除」の項目の値を 1 に設定する。

【 0 0 9 8 】

このように、リンクリスク表（図 15）の「送信」、「削除」の項目の値が更新されると、更新されたリンクリスク表（図 18）の「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」の値（電子メールの送信元と送信先の組に対する過去の送信制御結果及び／又は監査の実績結果）に従って、リンクリスク値を算出する。

【 0 0 9 9 】

次に、リンクリスク値の算出手順について説明する。

【 0 1 0 0 】

リンクリスク値

$$(R_{s, r})$$

は、図 12 に示す式を用いて算出することができる。

【 0 1 0 1 】

ここで、

$$R_{s, r}$$

30

は、送信元 s と宛先（送信先）r のリンクリスク値を示している。

【 0 1 0 2 】

図 12 は、リンクリスク値を算出するための計算式の一例を示す図である。

【 0 1 0 3 】

$$R_{s, r, m}$$

【 0 1 0 4 】

は、リンクリスク表の「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」の項目の値と、リンクメールリスク値テーブル（図 14）のリンクメールリスク値とから算出され、得られる値である。

【 0 1 0 5 】

$$R_{s, r, m}$$

40

は、送信元 s で宛先 r の各電子メール m のリンクメールリスク値である。

【 0 1 0 6 】

$n_{s, r}$

は、送信元 S と宛先 r の電子メールの総数であり、リンクリスク表（図 15）中の送信元（発信者）S と宛先 r のレコードにおける総数の項目の値である。

【0107】

図 14 は、リンクメールリスク値テーブルを示す図である。なお、リンクメールリスク値テーブルは、メール監査装置 100 の外部メモリ 211 等の記憶部に記憶されている。

【0108】

リンクメールリスク値テーブルは、リンクリスク表（図 15）に対応して「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」の各項目を有し、それぞれの項目にリンクメールリスク値が設定されている。リンクメールリスク値は、当該各項目の監査、送信制御結果 1 回あたりのリンクリスク値であり、予め、管理者により設定されている。
10

【0109】

ここで、リンクリスク値を算出する具体例を説明する。

【0110】

ここでは、リンクリスク表（図 15）の管理 ID が 1 のレコード（送信元が `oka@my.co.jp` で送信先（宛先）が `kato@aaaaa.co.jp` の組）のリンクリスク値の算出例について説明する。

【0111】

管理 ID が 1 のレコードは、送信元（S）が `oka@my.co.jp` で送信先（宛先）（r）が `kato@aaaaa.co.jp` の電子メール（リンクメール）が、事前監査及び／又は送信制御結果により、「送信」された回数が 17 回、「注意あり送信」で送信された回数が 0 回、「削除」された回数が 4 回ある。また、事後監査においては、「問題なし」との監査結果が 6 回、「注意」との監査結果が 0 回、「問題あり」との監査結果が 1 回ある。
20

【0112】

また、管理 ID が 1 のレコードを参照すると、これら過去の送信制御（送信制御結果）及び／又は監査の実績の回数の総和が

$21 (n_{s, r})$

30

である。

【0113】

リンクメールリスク値テーブル（図 14）は、事前監査及び／又は送信制御結果により、「送信」された場合のリンクメールリスク値は 0.00 であり、「注意あり送信」で送信された場合のリンクメールリスク値は 0.20 であり、「削除」された場合のリンクメールリスク値は 1.00 であることを示している。

【0114】

また、リンクメールリスク値テーブル（図 14）は、事後監査において、「問題なし」との監査結果の場合のリンクメールリスク値は 0.00 であり、「注意」との監査結果の場合のリンクメールリスク値は 0.20 であり、「問題あり」との監査結果の場合のリンクメールリスク値は 1.00 であることを示している。
40

【0115】

これらの値を図 12 の式に代入すると、リンクリスク値

$(R_{oka@my.co.jp, kato@aaaaa.co.jp})$

は以下の式のように表される。

50

【0116】
(図12の式)

$$(R_{\text{oka}@my.co.jp, kato@aaaa.co.jp}) = (17 \times 0.00 + 0 \times 0.20 + 4 \times 1.00 + 6 \times 0.00 + 0 \times 0.20 + 1 \times 1.00) \div 21$$

【0117】
上述した式を計算することにより、リンクリスク値

$$(R_{s, r})$$

10

【0118】

は0.238であることが算出される。そして、リンクリスク表(図15)の管理IDが1のレコードのリンクリスク値の項目の値を、算出されたリンクリスク値に更新する。

【0119】

ここで、上述したリンクリスク値

$$(R_{\text{oka}@my.co.jp, kato@aaaa.co.jp})$$

20

を算出するための式について説明する。

【0120】

$$R_{\text{oka}@my.co.jp, kato@aaaa.co.jp, m}$$

は、送信元(s)がoka@my.co.jpで宛先(r)がkato@aaaa.co.jpの電子メールのリンクメールリスク値である。したがって、

$$R_{\text{oka}@my.co.jp, kato@aaaa.co.jp, m}$$

30

【0121】

は、事前監査及び/又は送信制御結果により「送信」された場合は、リンクメールリスク値テーブル(図14)の「送信」に設定されているように0.00の値をとる。リンクリスク表(図15)では、事前監査及び/又は送信制御結果により「送信」された回数は17回なので、「送信」に関しては、図12の式の右辺の分子は0.00を17回足すこととなる。ここでは、説明を簡略化するために0.00を17で乗算して示す。ここでは「送信」について説明したが、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」についても以下の通り同様に算出することができる。

【0122】

「注意あり送信」に関して説明する。

40

【0123】

事前監査及び/又は送信制御結果により「注意あり送信」された場合は、リンクメールリスク値テーブル(図14)の「注意あり送信」に設定されているように、0.20の値をとる。

【0124】

事前監査及び/又は送信制御結果により「注意あり送信」された回数は0回なので、「注意あり送信」に関しては、図12の式の右辺の分子は0.20を0回足すこととなる。ここでは、説明を簡略化するために0.20を0で乗算して示す。

【0125】

「削除」に関して説明する。

50

【0126】

事前監査及び／又は送信制御結果により「削除」された場合は、リンクメールリスク値テーブル（図14）の「削除」に設定されているように、1.00の値をとる。

【0127】

リンクリスク表（図15）では、事前監査及び／又は送信制御結果により「削除」された回数は4回なので、「削除」に関しては、図12の式の右辺の分子は1.00を4回足すこととなる。ここでは、説明を簡略化するために1.00を4で乗算して示す。

【0128】

「問題なし」に関して説明する。

【0129】

事後監査で「問題なし」と監査された場合は、リンクメールリスク値テーブル（図14）の「問題なし」に設定されているように、0.00の値をとる。

10

【0130】

リンクリスク表（図15）では、事後監査で「問題なし」と監査された回数は6回なので、「問題なし」に関しては、図12の式の右辺の分母は0.00を6回足すこととなる。ここでは、説明を簡略化するために0.00を6で乗算して示す。

【0131】

「注意」に関して説明する。

【0132】

事後監査で「注意」と監査された場合は、リンクメールリスク値テーブル（図14）の「注意」に設定されているように、0.20の値をとる。

20

【0133】

リンクリスク表（図15）では、事後監査で「注意」と監査された回数は0回なので、「注意」に関しては、図12の式の右辺の分子は0.20を0回足すこととなる。ここでは、説明を簡略化するために0.20を0で乗算して示す。

【0134】

「問題あり」に関して説明する。

【0135】

事後監査で「問題あり」と監査された場合は、リンクメールリスク値テーブル（図14）の「問題あり」に設定されているように、1.00の値をとる。

30

【0136】

リンクリスク表（図15）では、事後監査で「問題あり」と監査された回数は1回なので、「問題あり」に関しては、図12の式の右辺の分子は1.00となる。ここでは、説明を簡略化するために1.00を1で乗算して示す。

【0137】

上述したように算出された「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」の値の和が、図12の式の右辺の分子の値となる。

【0138】

そして、管理IDが1のレコードの総数である21を図12の式の

$\Omega_{s, r}$

40

に代入し計算すると、リンクリスク値

$$(R_{o k a @ m y . c o . j p , k a t o @ a a a a . c o . j p})$$

を算出することができる。

【0139】

次に、リンクメールリスク表（図16）の更新処理について説明する。

【0140】

図16は、リンクメールリスク表の一例である。リンクメールリスク表は、メール監査

50

装置 100 の外部メモリ 211 等の記憶部に記憶されている。

【0141】

リンクメールリスク表（図 16）には、取得した電子メールの送信元と各送信先との組に対する、当該電子メールを一意に識別するメール ID と、リンクメールリスク値とが記憶されている。すなわち、リンクリスク表（図 15）には、送信元と送信先の組に対する、過去の送信制御及び／又は監査結果によるリスク値が記憶されているが、リンクメールリスク表には、過去の各送信制御及び／又は各監査結果がそれぞれ記憶されている。すなわち、リンクメールリスク表の各レコードを送信元と送信先の組で集計した表がリンクリスク表となる。

【0142】

ステップ S312 では、取得した電子メールの送信元の電子メールアドレス（発信者アドレス）と全ての送信先の電子メールアドレス（宛先アドレス）の組み合わせ（組）と、当該組み合わせに関するリンクメールリスク値と含むレコードをリンクメールリスク表に追加する。ここで、追加されるレコードのメール ID には、取得した電子メールを一意に識別できるユニークな番号を記憶する。

【0143】

ステップ S312 のリンクリスク更新処理は、ステップ S305 において条件が合致した配送ルールのアクションが削除であり、かつ合致した条件（式）にリンクリスク値が含まれている場合には、実行しない。

【0144】

すなわち、ここで、配送ルールのアクションが削除でかつ条件式にリンクリスク値が使用されているか否かを判定し、配送ルールのアクションが削除でかつ条件式にリンクリスク値が使用されていると判定された場合は、ステップ S312 において、リンクリスク表（図 15）の削除（列）の値及びリンクリスク値（列）の値を更新又は生成せず、リンクメールリスク表（図 16）にレコードを追加（生成）しない。

【0145】

これはリンクリスク値を使用した条件に該当して処理結果が削除になり、またその削除という結果からリンクリスク値が自動的に上がるサイクルが起こらないようにするためにある。

【0146】

一方、配送ルールのアクションが削除でかつ条件式にリンクリスク値が使用されていないと判定された場合は、上述した通り、リンクリスク表（図 15）の送信（列）又は削除（列）の値及びリンクリスク値（列）の値を更新又は生成し、リンクメールリスク表（図 16）にレコードを追加（生成）する。

【0147】

以上がメール監査装置における基本処理の説明である。

【0148】

次にステップ S302 におけるリスク値算出処理を図 4 のフローチャートを用いて説明する。

【0149】

図 4 は、リスク値算出処理（ステップ S302）の詳細処理を示すフローチャートである。

【0150】

なお、図 4 に示すステップ S401 からステップ S413 の各ステップの処理は、メール監査装置 100 の CPU201 により実行され実現される。

【0151】

ステップ S401 で、ステップ S301 で取得した電子メールにおける発信者アドレス、宛先アドレスの対に関するリンクリスク値を記憶保持するためのリスク値バッファを初期化する。

【0152】

10

20

30

40

50

次に、ステップ S 4 0 2 では、当該電子メールの発信者アドレスと全宛先アドレスとのアドレス対の全てが、リンクリスク表（図 15）に存在するかを検索して判定する。

【0153】

すなわち、電子メールの送信元と送信先の全ての組に対するリンクリスク値がリンクリスク表（図 15）に記憶されているかを判定する。電子メールの送信元と送信先の全ての組に対するリンクリスク値が記憶されていない（記憶されていない組が 1 つでも含まれている）と判定された場合は（ステップ S 4 0 2：はい）、処理をステップ S 4 0 3 に移行し、全ての組が記憶されていると判定された場合は（ステップ S 4 0 2：いいえ）、処理をステップ S 4 0 5 に移行する。

【0154】

ステップ S 4 0 3 では、発信者（送信元）のリスク値（発信者リスク値）に従って、発信者の種別（要注意・通常・高信頼）を判定（決定）する処理を実行する。

【0155】

ステップ S 4 0 3 の詳細処理を示すフローチャートを図 6 に示す。図 6 の説明は後述する。

【0156】

次に、ステップ S 4 0 3 の処理を実行した後、処理をステップ S 4 0 4 に移行する。

【0157】

ステップ S 4 0 4 では、取得した電子メールの種別（メールの危険度の度合い）を、メール本文の内容、添付ファイルの有無、添付ファイルのデータの種類、添付ファイルの内容に従って判定（決定）する。

【0158】

ステップ S 4 0 4 の詳細処理を示すフローチャートを図 7 に示す。図 7 の説明は後述する。

【0159】

ステップ S 4 0 5 では、取得した電子メールの各宛先アドレスの中から 1 つずつ宛先アドレスを取得して、全ての発信者アドレスと宛先アドレスとの対（アドレス対）に対して S 4 0 6 から S 4 1 2 までの処理を繰り返す。

【0160】

ステップ S 4 0 6 では、リンクリスク表（図 15）に、現在処理対象のアドレス対に合致する行が存在するかどうかを検索する。すなわち、電子メールの送信元と送信先の組に対するリンクリスク値（リスク値）がリンクリスク表に記憶されているかを判定する。そして、記憶されていると判定された場合はステップ S 4 0 7 へ進み、記憶されていないと判定された場合はステップ S 4 1 1 へ進む。

【0161】

電子メールの送信元と送信先の組に対するリンクリスク値（リスク値）がリンクリスク表に記憶されていということは、送信元は過去に送信先に対して電子メールを送信したことがないと判定されたこととなる。

【0162】

ステップ S 4 0 7 では、リンクリスク表（図 15）に、現在処理対象の送信先と、現在処理対象の送信元以外のアドレス対が存在するかどうかを検索する。

【0163】

すなわち、現在処理対象の送信先の電子メールアドレスがリンクリスク表（図 15）の宛先欄にあり、かつ、現在処理対象の送信元の電子メールアドレス以外の電子メールアドレスがリンクリスク表（図 15）の発信者欄にあるレコードをリンクリスク表（図 15）の中から検索し、当該レコードがあるか否かを判定する。

【0164】

すなわち、ステップ S 4 0 7 で、現在処理対象の送信先と、現在処理対象の送信元以外のアドレス対が存在しないと判定されることは、該送信元からだけ、送信先に過去に送信されたことがあると判定されたことを意味する。

10

20

30

40

50

【 0 1 6 5 】

また、ステップ S 4 0 7 で、現在処理対象の送信先と、現在処理対象の送信元以外のアドレス対が存在すると判定されることは、他の送信元は当該送信先に過去に送信したことがあると判定されたことを意味する。

【 0 1 6 6 】

ステップ S 4 0 7 で、現在処理対象の送信先と、現在処理対象の送信元以外のアドレス対が存在すると判定された場合はステップ S 4 0 8 へ進み、存在しないと判定された場合はステップ S 4 0 9 へ進む。

【 0 1 6 7 】

ステップ S 4 0 9 では、ステップ S 4 0 3 で決定された発信者の種別、及びステップ S 4 0 4 で決定された電子メールの種別に対応する初期リスク値を、初期リスク値テーブル 2 1 0 1 を参照して、決定する。2 1 0 1 は初期リスク値テーブルである。10

【 0 1 6 8 】

ここで、初期リスク値テーブル 2 1 0 1 をメール監査装置 1 0 0 の管理情報データベース 1 0 3 に登録する方法、及び初期リスク値テーブル 2 1 0 1 内のデータについて説明する。

【 0 1 6 9 】

管理操作端末 1 2 0 の C P U 2 0 1 は、表示部に初期リスク値テーブル設定画面（図 2 1 ）を表示し、初期リスク値テーブル設定画面を介して管理者から初期リスク値テーブル 2 1 0 1 の入力を受け付ける。そして、管理者により「OK」ボタン 2 1 0 2 が押下されると、入力された初期リスク値テーブル 2 1 0 1 を、メール監査装置 1 0 0 の管理情報データベース 1 0 3 に記憶させるべく、メール監査装置 1 0 0 に送信する。そして、メール監査装置 1 0 0 は、管理操作端末 1 2 0 から受信した初期リスク値テーブル 2 1 0 1 を管理情報データベース 1 0 3 に記憶する。20

【 0 1 7 0 】

ステップ S 4 0 9 では、このようにして管理情報データベース 1 0 3 に記憶された初期リスク値テーブル 2 1 0 1 を用いて、初期リスク値を決定する。

【 0 1 7 1 】

初期リスク値テーブル 2 1 0 1 は、電子メールの危険度（低・中・高）（リスク種別）と、発信者の種別（要注意・通常・高信頼）とに対応した初期リスク値が記憶されている。30

【 0 1 7 2 】

ここでは、発信者の種別（要注意・通常・高信頼）に対応した初期リスク値が記憶されているが、発信者の種別の代わりに発信者リスク値（送信元リスク値）に対応して初期リスク値が記憶されているようにしてもよい。すなわち、送信元リスク値とリスク種別とに対応付けられた初期リスク値を記憶するようにしてもよい。

【 0 1 7 3 】

以下、送信元リスク値の代わりに発信者の種別を用いて説明するが、送信元リスク値とリスク種別とに対応付けられた初期リスク値をリスク値として決定するようにしてもよい。40

【 0 1 7 4 】

したがって、ステップ S 4 0 9 では、ステップ S 4 0 3 で決定された発信者の種別と、ステップ S 4 0 4 で決定された電子メールの危険度（電子メールの種別）とに対応する初期リスク値を、初期リスク値テーブル 2 1 0 1 から取得して、決定することができる。

【 0 1 7 5 】

ステップ S 4 1 0 では、ステップ S 4 0 9 で決定された初期リスク値をリスク値としてリスク値バッファに追加で記憶保持しステップ S 4 1 2 へ進む。

【 0 1 7 6 】

ステップ S 4 0 7 から S 4 1 0 の処理は、送信先に対するアドレス対がただ 1 つである場合には、当該アドレス対の通信は個人的なものである可能性が高く、情報漏えいのリス50

クが高いと考えられるため、当該アドレス対のリンクリスク値（過去の監査実績など）を使用せず、発信者の種別と発信メールの種別に従ってリスク値を決定するものである。

【0177】

ステップS408では、S406で記憶されていると判定されたリンクリスク値をリスク値バッファに追加で記憶保持し、ステップS412へ進む。

【0178】

ステップS411では、リンクリスク表に記憶されていないと判定された現在処理対象のアドレス対に対する初期のリンクリスク値を算出し、リスク値バッファに記憶する初期リスク値算出処理を実行する。

【0179】

初期リスク値算出処理の詳細処理（ステップS411）の詳細処理は、図8を用いて後述する。

10

【0180】

ステップS411の処理を実行すると、処理をステップS412に移行する。

【0181】

ステップS412では、発信者アドレスと全ての宛先アドレスとの組に対してS406からS411までの処理を実行した場合は、処理をステップS413に移行し、実行しないければS405に戻る。

【0182】

ステップS413では、リスク値バッファに記憶保持された1つ又は複数のリンクリスク値から電子メールのリンクリスク値を算出する。例えば、リスク値バッファに記憶保持された全てのリンクリスク値の平均値を電子メールのリンクリスク値として算出する。

20

【0183】

ここで、1つ又は複数のリンクリスク値から電子メールのリンクリスク値を算出する算出方法としては、全てのリンクリスク値の平均値、最大値、最小値などのいくつかの方法の中から、利用する組織の監査方針によって選択できるものとする。

【0184】

次にステップS311における監査対象判定処理を図5のフローチャートを用いて説明する。

【0185】

30

図5は、監査対象判定処理（ステップS311）の詳細処理を示すフローチャートである。

【0186】

なお、図5に示すステップS501からステップS505の各ステップの処理は、メール監査装置100のCPU201により実行され実現される。

【0187】

図5に示す監査対象判定処理により、監査対象の電子メールを特定することができる。

【0188】

ステップS501では、ステップS301で取得した電子メールのステップS308で保留と判定され、ステップS310で保留されたか否かを判定する。

40

【0189】

そして、ステップS501で、電子メールが保留されたと判定されたと判定された場合は（ステップS501：はい）、処理をステップS502に移行し、一方、電子メールが保留されていないと判定された場合（ステップS307又はステップS309で電子メールが送信又は削除された場合）は（ステップS501：いいえ）、処理をステップS504に移行する。

【0190】

ステップS502では、管理情報データベース103に記憶されている監査対象メール管理表（図17）に当該電子メールの情報（メールID、受信日時、発信者（発信者アドレス）、配送状態、リンクリスク値）を追加し、ステップS503へ進む。

50

【0191】

図17は、監査対象メール管理表の一例である。

【0192】

監査対象メール管理表は、メール監査装置100の外部メモリ211などの記憶部に記憶されている。

【0193】

監査対象メール管理表(図17)は、メール監査装置100において監査対象とする電子メールを管理するための管理表であり、行で表すレコードは、レコードを識別するための管理ID、監査対象とする電子メールを識別するメールID、監査対象の電子メールをメール監査装置100にて受信した受信日時、監査対象の電子メールの発信者アドレス、監査対象の電子メールの配送状態、監査対象の電子メールのステップS302で算出したリンクリスク値から構成される。配送状態は送信、削除、または保留のいずれかの値をとる。

10

【0194】

ステップS503では、監査対象メール管理表に記憶されたメールIDに対応する電子メールを監査対象メール保存部104に記憶する。ステップS503では、監査対象メール保存部104に記憶される電子メールのメールIDも当該電子メールと紐付けて記憶され、必要に応じてメールIDをキーに電子メールを抽出することができる。

【0195】

ステップS504では、現在処理対象の電子メールのリンクリスク値を用いて、当該電子メールを事後監査の対象とするか否かの判定を行う。

20

【0196】

具体的には、現在処理対象の電子メールのリンクリスク値(ステップS302で算出されたリンクリスク値)が、事後監査閾値(閾値)(例えば、0.75など)以上か否かを判定することにより、事後監査の対象とするか否かを判定する。ここで、事後監査閾値(閾値)は、管理情報データベース103に記憶されている。

【0197】

ステップS504で事後監査の対象とすると判定された場合は(ステップS504:はい)、処理をステップS502に移行し、一方、事後監査の対象としないと判定された場合は(ステップS505:いいえ)、現在処理対象の電子メールを削除する(ステップS505)。

30

【0198】

ステップS503又はステップS505の処理が終了すると、処理を図3のステップS312に移行する。

【0199】

ここで、ステップS504において、事後監査の対象とする電子メールをある程度のランダムに選択したい場合について説明する。

【0200】

ここでは、事後監査閾値(閾値)を下回るリンクリスク値の電子メール(上述したステップS504による処理で監査対象とならない電子メール)に対しても、事後監査の対象とできる手法の一例を説明する。

40

【0201】

図13の計算式に含まれる

$$(\sqrt{-2 \ln(\alpha)} \times \cos(2\pi \beta))$$

は、ボックス・ミュラー法による正規乱数を生成するための計算式である。

【0202】

図13の計算式において、Rはリンクリスク値の平均値、R'はリンクリスク値とランダ

50

μ 性の度合いを示す標準偏差のパラメータ、 σ とは一様乱数(0, 1)である。

【0203】

この図13の計算式を解くことにより、ステップS504の判定処理の対象である電子メールのリンクリスク値が無作為に変動したリンクリスク値を得ることができる。

【0204】

それゆえ、ステップS504で、事後監査閾値(閾値)を下回るリンクリスク値の電子メールについても、事後監査の対象となる場合がてくる。

【0205】

図13のような計算式を利用した場合、当該電子メールのリンクリスク値を最頻値とし、その前後に σ の度合いでばらつきができる値と閾値との比較をステップS504で行うことができる。リンクリスク値を基準としながらもある程度は無作為性も加えた監査対象選択方法を実現することができる。10

【0206】

例えば、閾値0.75に対して、リンクリスク値が0.75未満の電子メールは、無作為性を加えない場合事後監査の対象にはならないが、無作為性を加えることでこれらの電子メールも比較される値が0.75以上となり事後監査の対象となる可能性が生まれる。

の値は、リンクリスク値の集合から算出する標準偏差を用いることで、保存されている電子メール全体のリンクリスク値の特徴を反映した無作為性を加えることができる。また、管理者が設定する固定値を用いてもよい。

【0207】

次にステップS403における発信者種別判断処理を図6のフローチャートを用いて説明する。

【0208】

図6は、発信者種別判断処理(ステップS403)の詳細処理を示すフローチャートである。

【0209】

なお、図6に示すステップS601からステップS606の各ステップの処理は、メール監査装置100のCPU201により実行され実現される。

【0210】

まず、ステップS601では、図10の計算式を用いて発信者(送信元)のリスク値(送信元リスク値)30

$$(R_s)$$

を算出する。図10は、発信者(送信元)のリスク値

$$(R_s)$$

を算出する計算式の一例であり、適宜、必要に応じて異なる計算式を用いて、発信者(送信元)のリスク値を算出してもよい。40

【0211】

図10の式に含まれる

$$\sum_d (R_{s,d} - \overline{R_D})$$

は、送信先のドメインのリンクリスク値を表す項である。

【0212】

また、図10の式に含まれる

$$\sum_m (R_{s,m} - \overline{R_M})$$

は、送信元の電子メールのリンクリスク値を表す項である。

【0213】

図10の計算式に含まれる

$$\overline{R_D}$$

は、図11の計算式

$$\left(\sum_{s,r_d} (R_{s,r_d} - \overline{R}) \right)$$

により算出される値

$$(R_d)$$

の平均値である。

【0214】

ここで、図11の計算式について説明する。

【0215】

図11に示す

$$\overline{R}$$

【0216】

は、リンクメールリスク表に記憶されている全てのリンクメールリスク値の平均値である。図16の例では、リンクメールリスク値の値として、0.00、1.00、1.00、0.20が記憶されているので、

【0217】

$$\overline{R}$$

は、((0.00 + 1.00 + 1.00 + 0.20) / 4) = 0.55となる。

【0218】

また、図11に示す

$$R_{s,r_d}$$

は、ステップS301で取得した電子メールの送信元から過去に送信された送信先のドメインのリンクリスク値である。

【0219】

ここで、

$$R_{s,r_d}$$

について具体的に説明する。

10

20

30

40

50

【0220】

例えば、送信元が `i t o @ m y . c o . j p` であり、宛先のアドレスに含まれるドメインが `a a a a . c o . j p` と `b b b b . c o . j p` である電子メールアドレスを取得した場合、

$$R_{s, r_d}$$

【0221】

には、`a a a a . c o . j p` のドメインに送信された各電子メールのリンクリスク値や、`b b b b . c o . j p` のドメインに送信された各電子メールのリンクリスク値が代入される。
10

【0222】

図16を例に説明すると、宛先のドメインが `a a a a . c o . j p` である管理IDが1のリンクメールリスク値(0.00)が

$$R_{s, r_d}$$

に代入される。図16の例では、

$$\overline{R}$$

20

の値は0.55であるので、管理IDが1のメールに関しては、

$$(R_{s, r_d} - \overline{R})$$

= 0.00 - 0.55 = -0.55 と算出される。

【0223】

次に、宛先のドメインが `a a a a . c o . j p` である管理IDが3のリンクメールリスク値(1.00)が

$$R_{s, r_d}$$

30

に代入される。したがって、管理IDが3のメールに関しては、

$$(R_{s, r_d} - \overline{R})$$

= 1.00 - 0.55 = 0.45 と算出される。

【0224】

同様に、宛先のドメインが `a a a a . c o . j p` である管理IDが4のリンクメールリスク値(0.20)が

40

$$R_{s, r_d}$$

に代入される。したがって、管理IDが4のメールに関しては、

$$(R_{s, r_d} - \overline{R})$$

= 0.20 - 0.55 = -0.35 と算出される。

【0225】

したがって、宛先のドメインが `a a a a . c o . j p` の

50

R_d

は、 $-0.55 + 0.45 - 0.35 = -0.45$ となる。

【0226】

次に、宛先のドメインが $bbb.b.co.jp$ の

 R_d

を算出する。

【0227】

図16を参照して、宛先のドメインが $bbb.b.co.jp$ である管理IDが2のリンクメールリスク値(1.00)が 10

 R_{s,r_d}

に代入される。したがって、管理IDが2のメールに関しては、

 $(R_{s,r_d} - \bar{R})$

$= 1.00 - 0.55 = 0.45$ と算出される。

【0228】

図16の例では、 $bbb.b.co.jp$ が宛先のドメインのレコードは管理IDが2のメールのみなので、 $bbb.b.co.jp$ の

 R_d

は、 0.45 となる。

【0229】

以上の処理により、取得した電子メールの送信先の各ドメインのリスク値

 (R_d)

を算出することができる。図16の例では、 $aaaa.co.jp$ のリスク値

 (R_d)

は 0.45 と算出され、ドメイン $bbb.b.co.jp$ のリスク値

 (R_d)

は 0.45 と算出される。

取得した電子メールの送信先の各ドメインのリスク値

 (R_d)

の平均値

 (\bar{R}_D)

は、 $(0.45 + 0.45) \div 2 = 0.45$ と算出される。

【0230】

20

30

40

50

取得した電子メールの送信先のドメインが a a a a . c o . j p と b b b b . c o . j p である場合、図 10 の

$$R_{s,d}$$

【 0 2 3 1 】

は、 a a a a . c o . j p のドメインに関しては $-0.55 + 0.45 - 0.35 = -0.45$ であり、 b b b b . c o . j p のドメインに関しては -0.45 である。

【 0 2 3 2 】

ここでは、上記で算出した、宛先のドメインが a a a a . c o . j p の

$$R_d$$

が、 a a a a . c o . j p のドメインの

$$R_{s,d}$$

となり、宛先のドメインが b b b b . c o . j p の

$$R_d$$

が、 b b b b . c o . j p のドメインの

$$R_{s,d}$$

となる。

【 0 2 3 3 】

したがって、上記で算出された値を

$$\sum_d (R_{s,d} - \overline{R_D})$$

に代入すると、 $(-0.45 - 0.45) + (-0.45 - 0.45)$ となり、

$$\sum_d (R_{s,d} - \overline{R_D})$$

$= -1.8$ となる。

【 0 2 3 4 】

次に、図 10 の第 2 項目

$$(\sum_m (R_{s,m} - \overline{R_M}))$$

について計算する。

【 0 2 3 5 】

$$\overline{R_M}$$

10

20

30

40

50

は、リンクメールリスク表（図16）に記憶されているリンクメールリスク値の平均値である。

【0236】

図16に示すように、メールIDが102の電子メールには送信先が2つあるため、それぞれを別のレコードとして記憶しているが、ここで算出するリンクメールリスク値の平均値は、各電子メールのリスク値の平均値であるから、メールIDが102のリンクメールリスク値は、これらの平均値として計算する。すなわち、管理IDが2と3のリンクメールリスク値（1.00と1.00）の平均値（1.00）を、メールIDが102の電子メールのリンクメールリスク値として、

$$\overline{R}_M$$

10

を算出する。

【0237】

しがって、図16の例では、メールIDが101、102、103のリンクメールリスク値の和は $0.00 + 1.00 + 0.20 = 1.20$ であり、その平均値は、 $1.20 \div 3 = 0.40$ となる。ここで算出された値（0.40）が

$$\overline{R}_M$$

20

である。

【0238】

次に、

$$R_{s,m}$$

は、ステップS301で取得した電子メールの送信元から過去に送信された電子メールのリンクリスク値である。

【0239】

30

例えば、取得した電子メールの送信元が`ito@my.co.jp`の場合、図16を参照すると、送信元に`ito@my.co.jp`となっているリンクメールリスク値は1.00であるので、

$$R_{s,m}$$

【0240】

に1.00を代入する。この他に、リンクメールリスク表に、送信元が`ito@my.co.jp`となっている電子メールがあれば、その電子メールのリンクメールリスク値（n）についても、

$$R_{s,m}$$

40

に代入することとなる。

【0241】

上述した通り、図10の式の第2項に代入すると、

$$\sum_m (R_{s,m} - \overline{R}_M)$$

50

【0242】

= (1.00 - 0.40) + (n - 0.40) + ··· となり、これを算出することで、送信元（発信者）から送信される電子メールのリスク値を算出することができる。

【0243】

図16の例では、メールIDが102のメールしかないため、

$$\sum_m (R_{s,m} - \overline{R_M})$$

$$= (1.00 - 0.40) = 0.6 \text{ となる。}$$

10

【0244】

上記、算出した

$$\sum_d (R_{s,d} - \overline{R_D})$$

と

$$\sum_m (R_{s,m} - \overline{R_M})$$

20

を図10の式に代入すると、

$$R_s = \sum_d (R_{s,d} - \overline{R_D}) + \sum_m (R_{s,m} - \overline{R_M}) = -1.8 + 0.6 = -1.2$$

となり、取得した電子メールの発信者（送信元）のリスク値

$$(R_s)$$

を算出することができる。

30

【0245】

以上が、ステップS601の処理の説明である。

【0246】

次に、ステップS601で、電子メールの発信者（送信元）のリスク値（発信者リスク値）を算出すると、当該算出された発信者リスク値が管理情報データベース103に保存（記憶）されている要注意発信者閾値以上か否かを判定する（ステップS602）。

【0247】

そして、算出された発信者リスク値が要注意発信者閾値以上と判定された場合は（ステップS602：はい）、当該発信者の種別を要注意と決定する（ステップS603）。

【0248】

一方、算出された発信者リスク値が要注意発信者閾値以上ではないと判定された場合は（ステップS602：いいえ）、算出された発信者リスク値が管理情報データベース103に保存（記憶）されている高信頼発信者閾値以下か否かを判定する（ステップS604）。そして、算出された発信者リスク値が高信頼発信者閾値以下であると判定された場合は、当該発信者の種別を高信頼と決定する（ステップS606）。また、算出された発信者リスク値が高信頼発信者閾値よりも大きいと判定された場合は、当該発信者の種別を通常と決定する（ステップS605）。

【0249】

ステップS603、ステップS605、ステップS606の処理を実行したあと、処理をステップS404に移行する。

40

50

【0250】

次にステップS404における発信メール種別判断処理を図7のフローチャートを用いて説明する。

【0251】

図7は、発信メール種別判断処理（ステップS404）の詳細処理を示すフローチャートである。図7に示す処理により、取得した電子メール（発信メール）の危険度を判断することができる。

なお、図7に示すステップS701からステップS708の各ステップの処理は、メール監査装置100のCPU201により実行され実現される。

【0252】

ステップS701では、ステップS301で取得した電子メールに添付ファイルが添付されているか否かを判定する。そして、添付ファイルが添付されていると判定された場合は、ステップS704へ進み、添付ファイルが添付されていないと判定された場合は、ステップS702へ進む。

【0253】

次に、ステップS702では、当該電子メールに含まれるデータの内容（電子メールの内容及び／又は添付ファイルの内容）を検査することにより、当該電子メールの危険度を算出する処理を行う。

【0254】

具体的には、電子メールに含まれるデータの内容に、例えば「未公開決算データ」などの所定のキーワードが含まれているか否かにより当該電子メールの危険度を算出する。

【0255】

すなわち、このような所定のキーワードや、該キーワードの数に従って当該電子メールの危険度を算出する。

【0256】

所定のキーワードと該キーワードに対する危険度が外部メモリ等の記憶部に記憶されており、これを参照し、電子メールに含まれるデータに、記憶部に記憶された所定のキーワードが含まれていると判定されると、当該所定のキーワードに対する危険度がカウントアップしていく。

【0257】

このようにしてカウントアップされた当該電子メールの危険度を算出する。

【0258】

ここで示した電子メールの危険度の算出方法は一例であり、電子メールに含まれるデータに従って電子メールの危険度が算出されれば、どのような方法であっても構わない。

【0259】

すなわち、電子メールの危険度の算出方法は、組織のシステムの運用形態により、管理者により任意に算出方法を選択させることによってよい。

【0260】

次に、ステップS702で電子メールの危険度を算出すると、算出された危険度から、当該電子メールの危険度（リスク種別）が高いか、中位か、低いかを判定する（ステップS703）。

【0261】

ここでは、ステップS703で電子メールの危険度が高いか、中位か、低いかを判定するための2つの閾値をメール監査装置100の記憶部に記憶しておき、その閾値とステップS702で算出された危険度から判定する。ここで説明する2つの閾値とは、高危険閾値と、低危険閾値の2つである。

【0262】

ステップS703で、ステップS702で算出された危険度が高危険閾値以上であると判定された場合（ステップS703：高）、当該電子メールの危険度（リスク種別）を「高」に設定する（ステップS708）。

10

20

30

40

50

【0263】

また、ステップS703で、ステップS702で算出された危険度が低危険閾値未満であると判定された場合（ステップS703：低い）、当該電子メールの危険度（リスク種別）を「低」に設定する（ステップS706）。

【0264】

また、ステップS703で、ステップS702で算出された危険度が高危険閾値未満であり、低危険閾値以上であると判定された場合（ステップS703：中）、当該電子メールの危険度（リスク種別）を「中」に設定する（ステップS707）。

【0265】

ステップS704では、電子メールに添付された添付ファイルがテキスト系のファイルであるか否かを判定する。これは、添付ファイル内のデータを解析することで判定することができる。ここで、テキスト系のファイルとは、添付ファイル内のデータが自然言語の文字コード列で構成されており、コンピュータがそのファイルを構成する文字及び／又は文章を容易に抽出することのできるファイル形式のファイルである。例えば、テキストファイルやWORDファイルやEXCELファイル、HTMLファイルなどの文書ファイルがテキスト系のファイルに該当する。10

【0266】

ステップS704で添付ファイルがテキスト系のファイルであると判定された場合は、処理をステップS702に移行する（ステップS704：はい）。一方、添付ファイルがテキスト系のファイルではないと判定された場合には、処理をステップS705に移行する（ステップS704：いいえ）。20

【0267】

次に、ステップS705で、電子メールに添付された添付ファイルを解析することにより、当該添付ファイルが暗号化されているか否かを判定する。そして、添付ファイルが暗号化されていると判定された場合は、ステップS708へ進み、当該電子メールの危険度を「高」に設定する（ステップS708）。一方、添付ファイルが暗号化されていないと判定された場合は、ステップS707へ進み、当該電子メールの危険度を「中」に設定する（ステップS707）。

【0268】

このように、ステップS706、ステップS707、ステップS708の処理を実行すると、図7に示す処理を終了し、処理をステップS405に移行する。30

【0269】

次にステップS411における初期リスク値算出処理を図8のフローチャートを用いて説明する。

【0270】

図8は、初期リスク値算出処理（ステップS411）の詳細処理を示すフローチャートである。図8に示す処理により、過去に送信されたことのない新たな、送信元と送信先との組み合わせ（組）の電子メールのリンクリスク値を算出することができる。

【0271】

なお、図8に示すステップSからステップS814の各ステップの処理は、メール監査装置100のCPU201により実行され実現される。40

【0272】

まず、ステップS801では、現在処理対象のアドレス対の送信先の電子メールアドレスが、リンクリスク表（図15）の宛先の電子メールアドレス（宛先ローカル部と宛先ドメイン部から構成される宛先の電子メールアドレス）と一致する行（レコード）があるか否かを、リンクリスク表内を検索することにより判定する（リンク判定手段）。これは、ステップS301で取得した電子メールの送信元以外の他の送信元（例えば、社内の他のアカウント）から、当該電子メールの宛先のアドレスに送信したことのある電子メールがあるかを判定する処理である。

【0273】

そして、現在処理対象の送信先の電子メールアドレスが、リンクリスク表（図15）の宛先の電子メールアドレスと一致する行が少なくとも1つ以上あると判定された場合は（ステップS801：はい）、現在の宛先の電子メールアドレスに関する複数のリンクリスク値を保存するための一時領域を初期化する（ステップS802）。一方、一致する行が1つも無いと判定された場合は（ステップS801：いいえ）、処理をステップS808に移行する。

【0274】

ステップS802で一時領域を初期化した後、ステップS803で、ステップS801で合致したリンクリスク表の行（レコード）の集合から一つずつリンクリスク値を取り出し、ステップS804からステップS805の処理を繰り返す。
10

次に、ステップS803で取り出したリンクリスク値を一時領域に追加して記憶する（ステップS804）。

【0275】

そして、ステップS801で合致したリンクリスク表の全ての行（レコード）に対してS804の処理が実行されていれば、処理をステップS806に進め、実行されなければ処理をステップS803に戻す。

【0276】

そして、ステップS801で合致したリンクリスク表の全ての行（レコード）のリンクリスク値を一時領域に記憶すると、当該一時領域に記憶されたリンクリスク値の最大値が、リンクリスク表に含まれる全てのリンクリスク値の平均値よりも大きいか否かを判定する（ステップS806）。
20

【0277】

そして、ステップS806で、当該一時領域に記憶されたリンクリスク値の最大値が該平均値よりも大きいと判定された場合は、処理をステップS807に移行し、一方、当該一時領域に記憶されたリンクリスク値の最大値が該平均値以下であると判定された場合は、処理をステップS813に移行する。

【0278】

ステップS807では、ステップS603で電子メールの発信者の種別が要注意と決定されたか否かを判定する。発信者の種別が要注意と決定されたと判定された場合には（ステップS807：はい）、処理をステップS811に進め、発信者の種別が要注意と決定されていない（すなわち、発信者の種別が通常または高信頼である）と判定された場合は（ステップS807：いいえ）、処理をステップS812に進める。
30

【0279】

ステップS801で、現在処理対象のアドレス対の送信先の電子メールアドレスが、リンクリスク表の宛先の電子メールアドレスと一致する行が1つも無いと判定された場合（ステップS801：いいえ）、現在処理対象のアドレス対の送信先のドメインが、リンクリスク表の宛先ドメイン部のドメインと一致する行（レコード）があるか否かを、リンクリスク表を検索することにより判定する（ドメイン判定手段）（ステップS808）。

【0280】

これは、ステップS301で取得した電子メールの送信元以外の他の送信元（例えば、社内の他のアカウント）から、当該電子メールの宛先のドメインに送信したことのある電子メールがあるかを判定する処理である。
40

【0281】

そして、現在処理対象のアドレス対の送信先のドメインが、リンクリスク表の宛先ドメイン部のドメインと一致する行がリンクリスク表にあると判定された場合は（ステップS808：はい）、図11の計算式を用いて、宛先（送信先）のドメインのリスク値を算出する（ステップS809）。一方、現在処理対象のアドレス対の送信先のドメインが、リンクリスク表の宛先ドメイン部のドメインと一致する行が1つもリンクリスク表にないと判定された場合は（ステップS808：いいえ）、処理をステップS813に移行する。

【0282】

ステップ S 8 0 9 では、図 1 1 の計算式を用いて宛先ドメインのリンクリスク値を算出する。

【 0 2 8 3 】

次に、ステップ S 8 0 9 における図 1 1 の計算式による宛先ドメインのリンクリスク値 (R_d) の算出方法について説明する。

【 0 2 8 4 】

図 1 1 に示す

$$\overline{R}$$

10

【 0 2 8 5 】

は、リンクリスク表（図 1 5）に記憶されている全てのリンクリスク値の平均値である。また、リンクリスク値の平均値は、リンクメールリスク表（図 1 6）に記憶されている全てのリンクメールリスク値の平均値でもよい。

【 0 2 8 6 】

図 1 5 の例では、リンクリスク値の平均値は、(0.238 + 0.083 + 0.171) ÷ 3 = 0.164 と算出されるため、

20

$$\overline{R} = 0.164$$

となる。このようにして算出された値を図 1 1 の式に代入する。

【 0 2 8 7 】

また、図 1 1 に示す

$$R_{s,r_d}$$

30

【 0 2 8 8 】

は、現在処理対象のアドレス対の送信先のドメインとステップ S 8 0 8 で一致すると判定された宛先ドメイン部を有する行のリンクリスク値である。したがって、一致すると判定された宛先ドメイン部の行のリンクリスク値を図 1 1 の式に代入する。

【 0 2 8 9 】

例えば、図 1 5 の例では、現在処理対象のアドレス対の送信先のドメインが「a a a a . c o . j p」である場合は、管理 ID が 1 と 3 のリンクリスク値 (0.238 と 0.171) が

$$R_{s,r_d}$$

40

に代入される値となる。

【 0 2 9 0 】

したがって、例えば、現在処理対象のアドレス対の送信先のドメインが a a a a . c o . j p である場合は、当該送信先のドメインのリンクリスク値は、次のように計算される。

$$R_d = \sum_{s,r_d} (R_{s,r_d} - \overline{R}) \\ = (0.238 - 0.164) + (0.171 - 0.164) = 0.081$$

50

【0291】

以上のようにして、図11の式を用いて、ステップS301で取得した電子メールのアドレス対の送信先（宛先）のドメインのリンクリスク値を算出することができる（ステップS809）。

【0292】

次に、ステップS809で算出されたリンクリスク値が0（ゼロ）よりも大きいか否かを判定し（ステップS810）、リンクリスク値が0（ゼロ）よりも大きいと判定された場合は（ステップS810：はい）、処理をステップS807に移行し、リンクリスク値が0（ゼロ）以下であると判定された場合は（ステップS810：いいえ）、処理をステップS813に移行する。

10

【0293】

次に、ステップS811では、リスク値の値を1.0に設定しステップS814へ進む。

【0294】

また、ステップS812では、ステップS606で発信者の種別が高信頼と決定された場合は、当該発信者の種別を「通常」に、また、ステップS605で発信者の種別が通常と決定された場合は、「要注意」に変更することにより、発信者の種別を降格させる。

【0295】

ステップS812の処理を実行すると、処理をステップS813に移行する。

20

【0296】

ステップS813では、ステップS403又はステップS812で決定された発信者の種別、及びステップS404で決定された電子メールの危険度（電子メールの種別）に対応する初期リスク値を、初期リスク値テーブル2101を参照して、決定する。

【0297】

ステップS812の処理により発信者の種別が変更された後にステップS813を実行する場合は、ステップS812で変更（決定）された発信者の種別とステップS404で決定された電子メールの危険度（電子メールの種別）とに対応する初期リスク値を、初期リスク値テーブル2101を参照して、決定する。

【0298】

図21は、初期リスク値テーブル設定画面の一例を示す図である。

30

【0299】

ここで、図21について説明する。

【0300】

2101は初期リスク値テーブルである。

【0301】

管理操作端末120のCPU201は、表示部に初期リスク値テーブル設定画面（図21）を表示し、初期リスク値テーブル設定画面を介して管理者から初期リスク値テーブル2101の入力を受け付ける。そして、管理者により「OK」ボタン2102が押下されると、入力された初期リスク値テーブル2101を、メール監査装置100の管理情報データベース103に記憶させるべく、メール監査装置100に送信する。そして、メール監査装置100は、管理操作端末120から受信した初期リスク値テーブル2101を管理情報データベース103（リスク値記憶手段）に記憶する。

40

【0302】

ステップS813では、このようにして管理情報データベース103に記憶された初期リスク値テーブル2101を用いて、初期リスク値を決定する。

【0303】

初期リスク値テーブル2101は、電子メールの危険度（低・中・高）と、発信者の種別（要注意・通常・高信頼）とに対応した初期リスク値が記憶されている。

【0304】

したがって、ステップS813では、ステップS403又はステップS812で決定さ

50

れた発信者の種別と、ステップ S 4 0 4 で決定された電子メールの危険度（電子メールの種別）に対応する初期リスク値を、初期リスク値テーブル 2 1 0 1 から取得して、決定することができる。

【 0 3 0 5 】

以上のようにして、ステップ S 8 1 3 で初期リスク値を決定すると、又は、ステップ S 8 1 1 でリスク値（1 . 0）が設定されると、当該初期リスク値、又はステップ S 8 1 1 で設定されたリスク値（1 . 0）をリスク値バッファに追加して記憶する（ステップ S 8 1 4）。

【 0 3 0 6 】

ステップ S 8 1 4 の処理を実行すると、処理をステップ S 4 1 2 に移行する。

10

【 0 3 0 7 】

以上が、メール送受信端末 1 1 0 から電子メールを受信したメール監査装置 1 0 0 における処理の説明である。

【 0 3 0 8 】

【 0 3 0 9 】

次に、管理者による操作により、メール監査装置 1 0 0 の監査対象メール保存部 1 0 4 に保存された監査対象の電子メール（監査対象メール）を監査する処理を、図 9 のフローチャートを用いて説明する。

【 0 3 1 0 】

図 9 は、監査対象メールの監査処理を示すフローチャートである。

20

【 0 3 1 1 】

なお、図 9 に示すステップ S 9 0 1 からステップ S 9 1 3 の各ステップの処理は、メール監査装置 1 0 0 の C P U 2 0 1 により実行され実現される。

【 0 3 1 2 】

管理者は管理操作端末 1 2 0 から管理操作部 1 2 1 で表すプログラムを用いてメール監査装置 1 0 0 の監査操作処理部 1 0 5 へアクセスする。

【 0 3 1 3 】

管理操作部 1 2 1 はウェブブラウザ等のソフトウェア、監査操作処理部 1 0 5 はウェブサーバ上の C G I プログラムを想定している。

【 0 3 1 4 】

30

管理者による操作指示に従って管理操作端末 1 2 0 は、メール監査装置 1 0 0 にアクセスすると、メール監査装置 1 0 0 は、ログイン処理などを経て、管理操作端末 1 2 0 に当該管理者の管理対象となる監査対象メール一覧画面を表示するための表示情報を送信する（ステップ S 9 0 1）。

【 0 3 1 5 】

ここで送信される表示情報には、管理情報データベース 1 0 3 に保存されている監査対象メール管理表（図 1 7）の電子メールの内容が含まれている。具体的には、監査対象メール管理表（図 1 7）に含まれるメール I D で特定される電子メールのデータ（「受信日時（1 8 0 2 の日時）」、「発信者」、「宛先」、「標題」など）と、当該電子メールの「配達状態」、「リンクリスク値」などが表示情報に含まれている。

40

【 0 3 1 6 】

次に、管理操作端末 1 2 0 は、メール監査装置 1 0 0 から監査対象メール一覧画面を表示するための表示情報を受信すると、当該表示情報に従って監査対象メール一覧画面を表示部に表示する。監査対象メール一覧画面の例を図 1 8 に示す。

【 0 3 1 7 】

図 1 8 は、監査対象メール一覧画面の一例を示す図である。

【 0 3 1 8 】

ここで表示される監査対象メールは管理情報データベース 1 0 3 に保存されている監査対象メール管理表の内容が表示されている。

【 0 3 1 9 】

50

ただし、表示される範囲は、ログインしている管理者の管理権限から決定される管理対象メールアドレスが発信者となっている電子メールに限定されるものとする。

このとき、監査対象メールのリストはリンクリスク値に従った順番にソートされ（並び替えられ）て表示（出力）される。

【0320】

ここでは、監査対象メールのリストはリンクリスク値の降順に整列されて表示される。更に1803で表されるソートボタンによって表示順の降順、昇順を切り替えられるものとする。

これによって管理者が、リスクが高いと推定されている電子メールから優先的に監査を実施することが容易にできるようになる。

10

【0321】

監査対象メール一覧画面（図18）には、管理者の管理対象となっている監査対象メールの一覧1802の他に、監査対象メールのリンクリスク値の全てを合計した値（残留リスク値1804）や、監査実施率1805などの監査業務の指標情報が表示される。したがって、送信する表示情報の中には、残留リスク値1804や監査実施率1805など指標情報が含まれており、この情報に従って表示される。

ここで、監査実施率とは、ある期間内に受信した監査対象メールのうち、どれくらいの電子メールを監査処理したかを表す数値である。

【0322】

メール監査装置100は、ステップS901で表示情報を送信した後、監査対象メール一覧画面を介して管理者により選択指示された電子メールを、管理操作端末120から受け付ける（ステップS902）。ここで、管理者は、監査対象メール一覧画面に表示された監査対象の各電子メールの行のうち、監査する電子メールの行を選択指示する。そして、メール監査装置100は、その選択指示された行の電子メールを管理操作端末120から受け付ける。

20

【0323】

次に、監査操作処理部105は、ステップS902で管理者により選択指示された電子メールの情報を、監査対象メール管理表（図17）の中から取得し、当該電子メールの「配送状態」が保留か否かを判定する（ステップS903）。すなわち、管理者により選択指示された電子メールは保留された電子メール（保留メール）であるか否かを判定する。

30

【0324】

そして、ステップS903で、管理者により選択指示された電子メールが保留メールであると判定された場合は（ステップS903：はい）、監査操作処理部105は、電子メール事前監査画面（図19）を管理操作端末120の表示部に表示させるための表示情報を管理操作端末120に送信する（ステップS904）。

【0325】

一方、ステップS903で、管理者により選択指示された電子メールが保留メールではないと判定された場合は（ステップS903：いいえ）、監査操作処理部105は、電子メール事後監査画面（図20）を管理操作端末120の表示部に表示させるための表示情報を管理操作端末120に送信する（ステップS909）。

40

【0326】

ここで、ステップS904又はステップS909で送信される表示情報には、ステップS902で選択指示された監査対象の電子メールのデータが含まれている。なお、この電子メールのデータは、監査対象メール保存部104から取得される。

【0327】

ステップS904による処理によりメール監査装置100から表示情報を取得した管理操作端末120は、当該表示情報に従って、電子メール事前監査画面（図19）を表示部に表示する。

図19は、電子メール事前監査画面の一例を示す図である。

ステップS904では、監査対象メールの配送状態が保留なので、事前監査を行うため

50

の電子メール事前監査画面を表示するための表示情報を出力する。

【0328】

電子メール事前監査画面（図19）は、監査対象の電子メールのヘッダー部、及び本文部を表示する領域（1901）、配送状態を表示する領域（1902）、リンクリスク値を表示する領域（1903）、送信（1904）、注意あり送信（1905）、削除（1906）の指示を受け付けるためのボタンから構成される。

【0329】

管理者は、電子メール事前監査画面を確認し、監査対象の電子メールの配送処理を決定し、1904から1906までのボタンのいずれかを押下する。このようにして、管理者による選択指示を受け付けた管理操作端末120は、押下された情報（管理者による監査結果情報）をメール監査装置100に送信する。そして、メール監査装置100は、電子メール事前監査画面を介して管理者により選択指示された監査結果情報を、管理操作端末120から受け付ける（ステップS905）。

10

【0330】

次に、メール監査装置100は、管理操作端末120から受信した監査結果情報から、管理者により「送信」ボタン1904、又は「注意あり送信」ボタン1905が押下されたか、「削除」ボタン1906が押下されたかを判定する（ステップS906）。

【0331】

そして、メール監査装置100は、ステップS906で、「送信」ボタン1904、又は「注意あり送信」ボタン1905が押下されたと判定された場合は、処理をステップS908に移行する。

20

【0332】

ステップS908では、ステップS902で受け付けた監査対象の電子メールをメール配送処理部101へ渡し、メール配送処理部101では当該電子メールを送信するべくメール配送装置130に送出する。そして、監査対象メール保存部104に記憶された当該電子メールを削除し、処理をステップS911に移行する。

【0333】

一方、メール監査装置100の監査操作処理部105は、ステップS906で、「削除」ボタン1906が押下されたと判定された場合は、ステップS902で受け付けた監査対象の電子メールを、監査対象メール保存部104の中から削除する（ステップS907）。

30

【0334】

ステップS907又は908の処理を実行した後、処理をステップS911に移行する。

【0335】

次に、以下にステップS909以降の処理の説明を行う。

【0336】

ステップS909による処理によりメール監査装置100から表示情報を取得した管理操作端末120は、当該表示情報に従って、電子メール事後監査画面（図20）を表示部に表示する。

40

図20は、電子メール事後監査画面の一例を示す図である。

【0337】

ステップS909では、監査対象メールの配送状態は送信または削除なので、事後監査を行うための電子メール事後監査画面を表示するための表示情報を出力する。

【0338】

電子メール事後監査画面（図20）は、監査対象の電子メールのヘッダー部、本及び本文部を表示する領域（2001）、配送状態を表示する領域（2002）、リンクリスク値を表示する領域（2003）、問題なし（2004）、注意（2005）、問題あり（2006）の指示を受け付けるためのボタンから構成される。

【0339】

50

ここで配送状態を表示する領域 2002 には、配送状態が削除の場合には既にステップ S312 において、当該電子メールの全ての発信者アドレス、宛先アドレス間の対に対するリンクリスク表（図15）のレコード削除数とリンクリスク値が加算されているため、当該電子メールのリンクリスク値は既にリンクリスク表に加算されているという旨のメッセージを併せて表示する。

【0340】

管理者は、電子メール事後監査画面を確認し、監査対象の電子メールの配送処理を決定し、2004 から 2006 までのボタンのいずれかを押下する。このようにして、管理者による選択指示を受け付けた管理操作端末 120 は、押下された情報（管理者による監査結果情報）をメール監査装置 100 に送信する。そして、メール監査装置 100 は、電子メール事後監査画面を介して管理者により選択指示された監査結果情報を、管理操作端末 120 から受け付ける（ステップ S910）。ステップ S910 の処理を実行した後、処理をステップ S911 に移行する。

10

【0341】

ステップ S911 では、監査操作処理部 105 が、ステップ S907、ステップ S908、ステップ S910 のいずれかで受け付けた監査結果情報（送信、注意あり送信、削除、問題なし、注意、問題ありのいずれか）に従って、ステップ S902 で受け付けた監査対象メールに関する、管理情報データベース 103 に保存されているリンクメールリスク表（図16）のリンクリスク値を更新する。

ここで、ステップ S911 のリンクメールリスク表の更新処理について具体的に説明する。

20

【0342】

ステップ S310 で保留され、事前監査の対象となった電子メールの監査の監査結果をステップ S904 で受け付けた場合、当該電子メールのメール ID と、当該メール ID の電子メールの発信者アドレスと全ての宛先アドレスの組み合わせ（アドレス対）と、リンクメールリスク値とが含まれる列（レコード）は、リンクメールリスク表（図16）に記憶されていない。

【0343】

そのため、ステップ S310 で保留され、事前監査の対象となった電子メールの監査の監査結果をステップ S905 で受け付けた場合は、当該電子メールの全てのアドレス対分のレコードをリンクメールリスク表（図16）に新たに生成する。そして、生成したレコードに、当該電子メールのメール ID と、当該メール ID の電子メールの発信者アドレスと全ての宛先アドレスの組み合わせ（アドレス対）と、各アドレス対のリンクメールリスク値とを記憶する。その際に、当該各アドレス対に一意の管理 ID も記憶する。

30

【0344】

ここで記憶されるリンクメールリスク値は、ステップ S905 で受け付けた監査結果情報（送信、注意あり送信、削除）と、リンクメールリスク値テーブル（図14）とから決定される値である。

【0345】

すなわち、受け付けた監査結果情報が「送信」であれば、リンクメールリスク値テーブル（図14）の送信のリンクメールリスク値は 0.00 なので、リンクメールリスク表のリンクメールリスク値には 0.00 が記憶される。また、受け付けた監査結果情報が「注意あり送信」であれば、リンクメールリスク値テーブル（図14）の注意あり送信のリンクメールリスク値は、0.20 なので、リンクメールリスク表のリンクメールリスク値には 0.20 が記憶される。また、受け付けた監査結果情報が「削除」であれば、リンクメールリスク値テーブル（図14）の削除のリンクメールリスク値は 1.00 なので、リンクメールリスク表のリンクメールリスク値には 1.00 が記憶される。

40

【0346】

また、事後監査の対象の電子メールの監査結果情報をステップ S910 で受け付けた場合は、当該電子メールの発信者アドレスと全ての宛先アドレスの組み合わせ（アドレス対

50

)の行(レコード)を、リンクメールリスク表(図16)の中を検索して特定する。

【0347】

そして、特定されたアドレス対のレコードのリンクメールリスク値を、ステップS910で受け付けた監査結果情報(問題なし、注意、問題あり)に従って更新する。

【0348】

ここで更新されるリンクメールリスク値は、ステップS910で受け付けた監査結果情報(問題なし、注意、問題あり)と、リンクメールリスク値テーブル(図14)とから決定される値である。

【0349】

すなわち、受け付けた監査結果情報が「問題なし」であれば、リンクメールリスク値テーブル(図14)の問題なしのリンクメールリスク値は0.00なので、リンクメールリスク表のリンクメールリスク値は0.00に更新される。また、受け付けた監査結果情報が「注意」であれば、リンクメールリスク値テーブル(図14)の注意のリンクメールリスク値は0.20なので、リンクメールリスク表のリンクメールリスク値は0.20に更新される。また、受け付けた監査結果情報が「問題あり」であれば、リンクメールリスク値テーブル(図14)の問題ありのリンクメールリスク値は1.00なので、リンクメールリスク表のリンクメールリスク値は1.00に更新される。

【0350】

上述した処理により、ステップS911では、ステップS902で受け付けた監査対象メールに関するリンクメールリスク表(図16)のレコードのリンクメールリスク値を更新(生成)することができる。

ステップS911でリンクメールリスク表(図16)を更新(生成)すると、処理をステップS912に移行する。

【0351】

ステップS912では、ステップS905又はステップS909で受け付けた監査結果情報(送信、注意あり送信、削除、問題なし、注意、問題ありのいずれか)に従って、リンクリスク表(図15)を更新する。

ここで、ステップS912のリンクリスク表(図15)の更新処理について具体的に説明する。

【0352】

ステップS912では、監査対象の電子メールの監査結果情報をステップS905又はステップS910で受け付けた場合に、当該電子メールの発信者アドレスと、当該電子メールの全ての宛先アドレスとの組み合わせ(組)の、リンクリスク表(図15)内のレコードを特定する。

【0353】

すなわち、監査結果情報を受け付けた電子メールの送信元と宛先(送信先)の電子メールアドレスの組に一致する、リンクリスク表の送信元と送信先の組のレコードを特定する。

【0354】

そして、監査対象の電子メールの監査結果情報(送信、注意あり送信、削除、問題なし、注意、問題あり)をステップS905又はステップS910で受け付けた場合、受け付けた監査結果情報に対応するリンクリスク表の項目の値をインクリメント(更新)する。例えば、事前監査の監査結果情報が「送信」の場合は、特定されたレコードの「送信」の項目の値をインクリメント(更新)する。また同様に、事後監査の監査結果情報が「問題あり」の場合は、特定されたレコードの「問題あり」の項目の値をインクリメント(更新)する。他の監査結果情報(注意あり送信、削除、問題なし、注意)も同様である。

【0355】

なお、ここで、監査対象の電子メールの送信元と全送信先の電子メールアドレスの組のうち、リンクリスク表の各レコードの送信元と送信先の組に一致しない組がある場合は、当該一致しない送信元と送信先の組のレコードをリンクリスク表に追加する。

10

20

30

40

50

【0356】

そして、監査結果情報に対応する、追加されたレコードの項目の値を1に設定する。例えば、監査結果情報が「送信」の場合は、追加されたレコードの「送信」の項目の値を1に設定する。他の監査結果情報（注意あり送信、削除、問題なし、注意、問題あり）を受け付けた場合も同様である。

【0357】

但し、事後監査の監査結果情報（問題なし、注意、問題あり）をステップS910で受け付けた場合は、事後監査の監査対象である電子メールの発信者アドレスと全ての宛先アドレスの組み合わせ（アドレス対）のリンクリスク表の行（レコード）の事前監査の項目の値をデクリメント（更新）する。

10

【0358】

具体的には、ステップS911で、事後監査の監査結果情報に従ってリンクメールリスク表のリンクメールリスク値を更新する前に記憶されていた、事前監査によるリンクメールリスク値から、事前監査での監査結果情報が「送信」だったのか、「注意あり送信」だったのか、「削除」だったのかを判定する。例えば、事前監査によるリンクメールリスク値が0.00であれば「送信」と判定し、0.20であれば「注意あり送信」と判定し、1.00であれば「削除」と判定する。

【0359】

そして、ステップS910で受け付けた監査結果情報の監査対象である電子メールの発信者アドレスと全ての宛先アドレスの組み合わせ（アドレス対）のリンクリスク表の行（レコード）の事前監査の項目のうち、判定された事前監査での監査結果情報の項目の値をデクリメント（更新）する。

20

【0360】

これは、リンクメールリスク表（図16）の、事前監査によるリンクメールリスク値が、事後監査による監査結果情報に従って更新されるため、リンクリスク表（図15）に記憶されている事前監査による監査結果の値をデクリメントしなければ、リンクリスク表（図15）とリンクメールリスク表（図16）の整合性がとれないためである。

【0361】

また、上述した通り、リンクリスク表（図15）の監査結果情報に対応する項目の値が更新されると、更新された項目の値に従ってリンクリスク表（図15）の総数も更新される。

30

【0362】

このように、リンクリスク表（図15）の「送信」、「注意あり送信」、「削除」、「問題なし」、「注意」、「問題あり」の値が更新されると、更新された値に従って、リンクリスク値も更新する。

【0363】

更新されるリンクリスク値は、図12に示す計算式を用いることで算出することができる。

【0364】

リンクリスク値の算出手順については、ステップS312で説明しているため、ここでは省略する。

40

【0365】

図12に示す計算式を用いてリンクリスク値が算出されると、リンクリスク表（図15）内の更新対象の送信元と送信先の組のレコードのリンクリスク値を、当該算出されたリンクリスク値に更新する。

【0366】

上述した処理を行うことにより、ステップS912で、リンクリスク表（図15）の値を更新することができる。

ステップS912でリンクリスク表（図15）の値を更新すると、処理をステップS913に移行する。

50

【0367】

ステップS913では、当該監査対象メールの監査が完了したので、監査対象メール管理表(図17)の各レコードのうち、監査が完了した監査対象メールのレコードを削除する。

【0368】

この後、管理操作部121に表示された監査画面は、ステップS901の画面に戻るなどして、他の監査対象メールに対して上記で説明したステップS901からステップS913までの処理を繰り返すようにしてもよい。

【0369】

以上が、管理者による操作により、メール監査装置100の監査対象メール保存部104に保存された監査対象の電子メール(監査対象メール)を監査する処理の説明である。

【0370】

以上説明したように、本実施の形態によれば、過去の送信制御及び／又は監査の実績から決定される電子メールの送信元のリスクと当該電子メールのリスクに従って当該電子メールの送信制御を行うことにより監査者に効率的にかつ適切に監査を行わせることができる。

【0371】

以上、本発明の一実施形態を諸術したが、本発明は、例えば、システム、装置、方法、該装置で読み取実行可能なプログラム(コンピュータプログラム)もしくは記憶媒体等としての実施態様をとることが可能であり、具体的には、複数の機器から構成されるシステムに適用しても良いし、また、一つの機器からなる装置に適用しても良い。

【0372】

また、本発明の目的は、前述した実施形態の機能を実現するソフトウェアのプログラムコードを記憶した記憶媒体を、システム或いは装置に供給し、そのシステム或いは装置のコンピュータ(又はCPUやMPU)が記憶媒体に格納されたプログラムコードを読み出し実行することによっても、達成されることは言うまでもない。

【0373】

この場合、記憶媒体から読み出されたプログラムコード自身が前述した実施形態の機能を実現することになり、プログラムコード自身及びそのプログラムコードを記憶した記憶媒体は本発明を構成することになる。

【0374】

プログラムコードを供給するための記憶媒体としては、例えば、フレキシブルディスク、ハードディスク、光ディスク、光磁気ディスク、CD-ROM、CD-R、磁気テープ、不揮発性のメモリカード、ROM等を用いることができる。

【0375】

また、コンピュータが読み出したプログラムコードを実行することにより、前述した実施形態の機能が実現されるだけでなく、そのプログラムコードの指示に基づき、コンピュータ上で稼働しているOS(基本システム或いはオペレーティングシステム)などが実際の処理の一部又は全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

【0376】

更に、記憶媒体から読み出されたプログラムコードが、コンピュータに挿入された機能拡張ボードやコンピュータに接続された機能拡張ユニットに備わるメモリに書き込まれた後、そのプログラムコードの指示に基づき、その機能拡張ボードや機能拡張ユニットに備わるCPU等が実際の処理の一部又は全部を行い、その処理によって前述した実施形態の機能が実現される場合も含まれることは言うまでもない。

【符号の説明】**【0377】**

100 メール監査装置

101 メール配達処理部

10

20

30

40

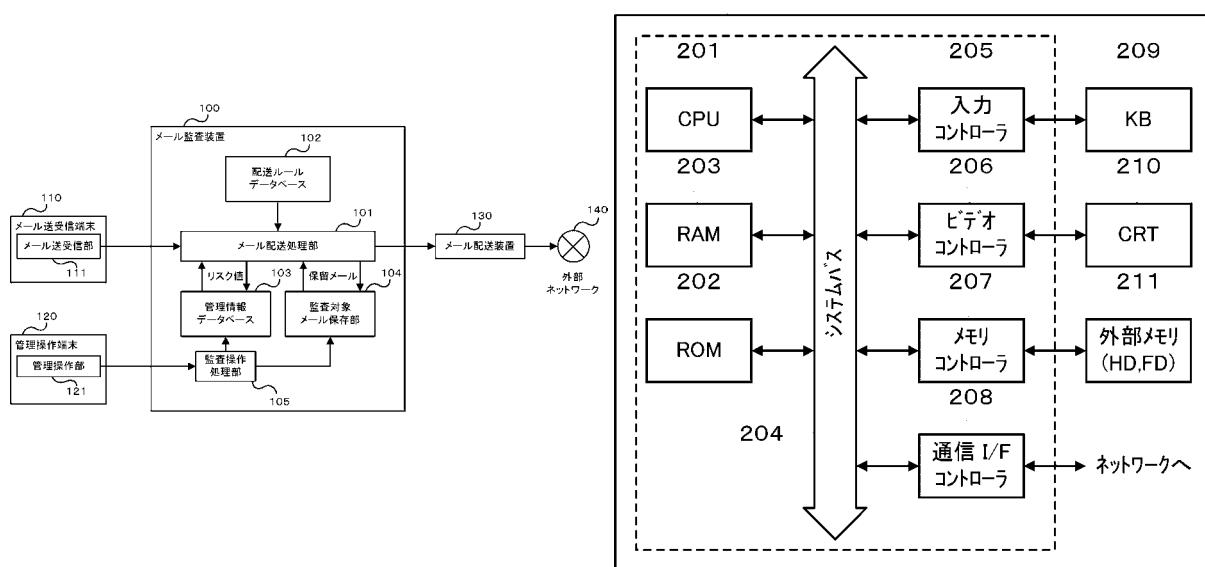
50

1 0 2	配送ルールデータベース
1 0 3	管理情報データベース
1 0 4	監査対象メール保存部
1 0 5	監査操作処理部
1 1 0	メール送受信端末
1 1 1	メール送受信部
1 2 0	管理操作端末
1 2 1	管理操作部
1 3 0	メール配達装置
1 4 0	外部ネットワーク

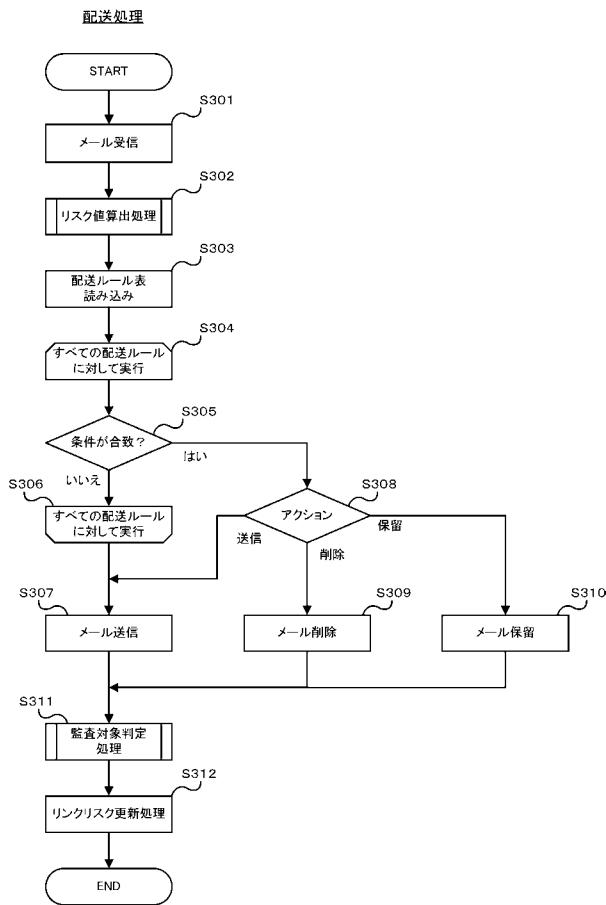
10

【 义 1 】

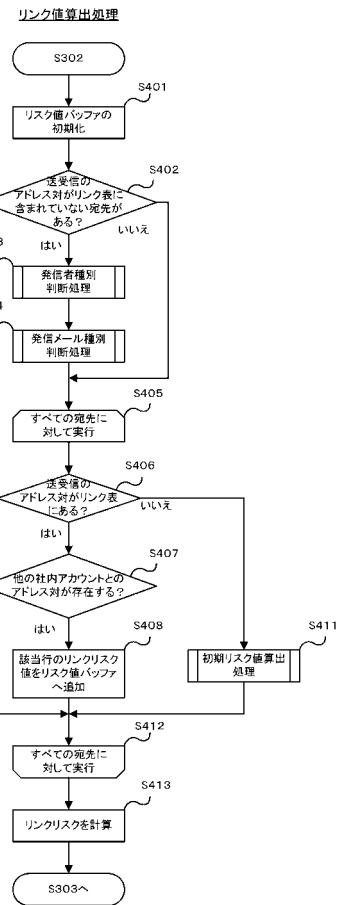
【 四 2 】



【図3】

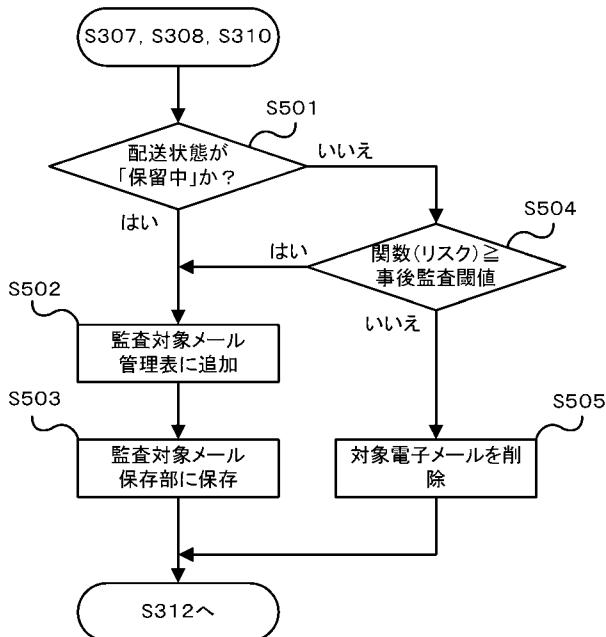
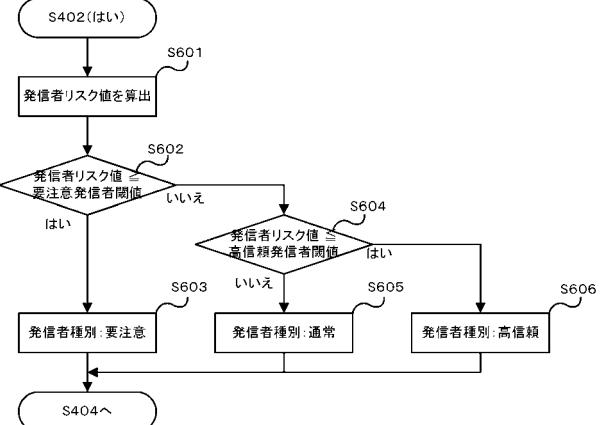


【図4】

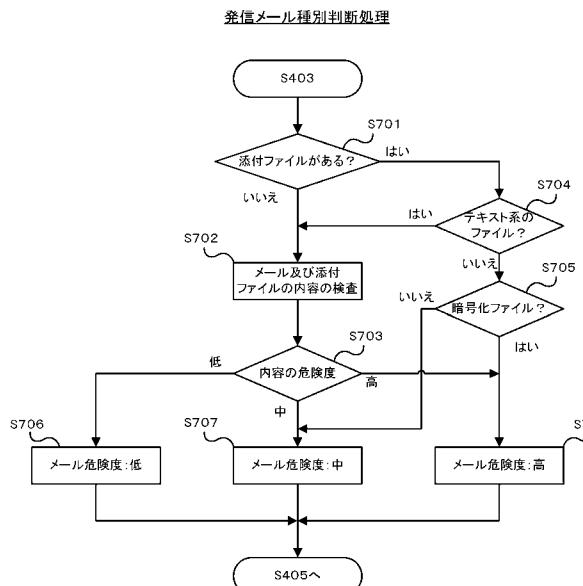


【図5】

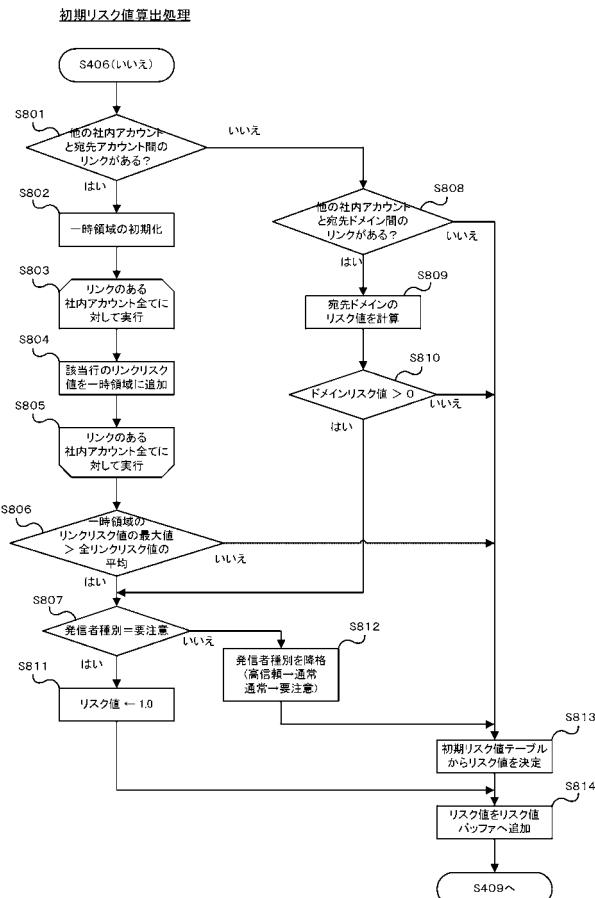
【図6】

監査対象判定処理発信者種別判断処理

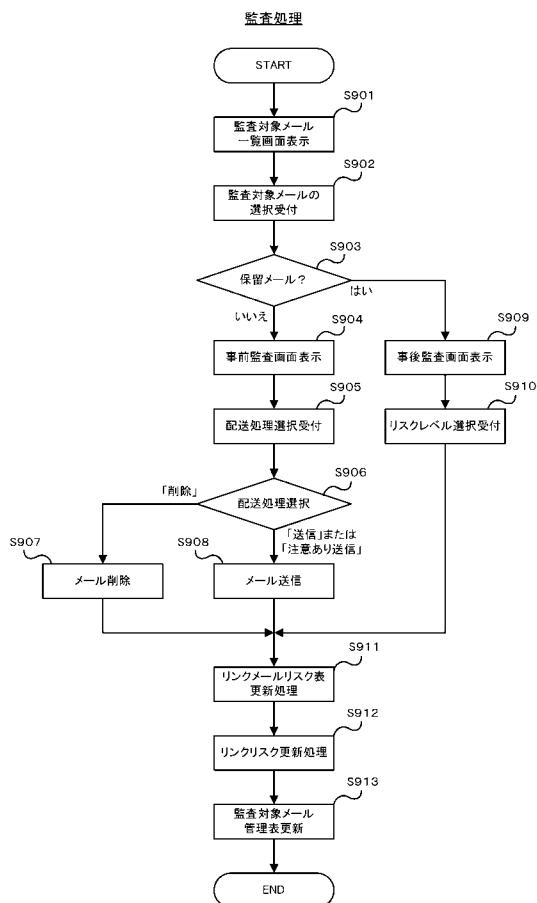
【図7】



【図8】



【図9】



【図10】

$$R_s = \sum_d (R_{s,d} - \bar{R}_D) + \sum_m (R_{s,m} - \bar{R}_M)$$

R_s	: 発信者 s のリスク値
$R_{s,d}$: 発信者 s に接続するドメイン d のリスク値
\bar{R}_D	: 全ドメインのリスク値の平均
$R_{s,m}$: 発信者 s が所持するメール m のリスク値
\bar{R}_M	: 全メールのリスク値の平均

【図 1 1】

$$R_d = \sum_{s, r_d} (R_{s, r_d} - \bar{R})$$

R_d : ドメイン d のリスク値

R_{s, r_d} : 発信者 s とドメイン d の宛先 r_d とのリンクリスク値

\bar{R} : 全リンクリスク値の平均

【図 1 2】

$$R_{s, r} = \frac{\sum R_{s, r, m}}{n_{s, r}}$$

$R_{s, r}$: 発信者 s と宛先 r のリンクリスク値

$R_{s, r, m}$: 発信者 s と宛先 r のリンクメール m のリスク値

$n_{s, r}$: 発信者 s と宛先 r のリンクメール数

【図 1 3】

$$f(R, \sigma) = R + \sigma(\sqrt{-2 \ln(\alpha)} \times \cos(2\pi\beta))$$

リンクメールリスク値テーブル

R : リンクリスク値
 σ : 標準偏差のパラメータ
 $\alpha, \beta : (0, 1]$ の一様乱数

	事前監査			事後監査		
	送信	注意あり 送信	削除	問題なし	注意	問題あり
リンクメール リスク値	0.00	0.20	1.00	0.00	0.20	1.00

【図15】

【図16】

リンクリスク表

管理ID	発信者	宛先ローカル部	宛先ドメイン部	送信	注意あり 送信	削除	問題 なし	注意	問題 あり	総数	リンクリ スク値
1	oka@my.co.jp	kato	aaaa.co.jp	17	0	4	6	0	1	21	0.238
2	ito@my.co.jp	mori	bbbb.or.jp	28	1	0	8	1	2	29	0.083
3	oka@my.co.jp	yoshida	aaaa.co.jp	15	3	3	1	0	0	21	0.171
...

リンクメールリスク表

管理ID	メールID	発信者	宛先ローカル部	宛先ドメイン部	リンクメールリ スク値
1	101	oka@my.co.jp	yoshida	aaaa.co.jp	0.00
2	102	ito@my.co.jp	mori	bbbb.or.jp	1.00
3	102	ito@my.co.jp	yoshida	aaaa.co.jp	1.00
4	103	oka@my.co.jp	yoshida	aaaa.co.jp	0.20
...

【図17】

【図18】

監査対象メール管理表

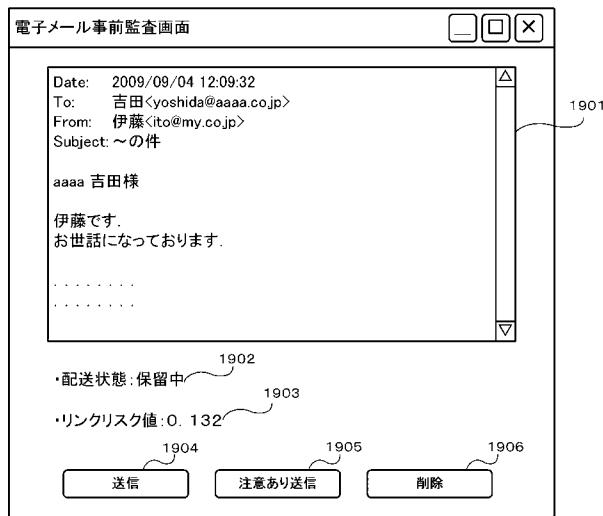
管理ID	メールID	受信日時	発信者	配送状態	リンクリスク値
1	102	2009/09/11 12:08:22	ito@my.co.jp	保留	0.776
2	210	2009/09/11 14:32:14	oka@my.co.jp	送出	0.013
3	242	2009/09/11 15:11:09	oka@my.co.jp	保留	0.101
...

監査対象メール一覧画面					
日時	発信者	宛先	標題	配送状態	リンクリスク値
2009/09/11 15:11:09	ito@my.co.jp	yoshida@aaaa.co.jp	_ 報告	削除	0.913
2009/09/11 12:08:22	ito@my.co.jp	yoshida@aaaa.co.jp, mori@bbbb.or.jp	_ について	保留	0.776
2009/09/11 15:11:09	oka@my.co.jp	yoshida@aaaa.co.jp	【社外秘】...	削除	0.329
2009/09/11 15:11:09	abe@my.com	tan@dddd.com	_ の予定	送出	0.101
2009/09/11 14:32:14	oka@my.co.jp	chiba@cccc.org	_ の件	送出	0.013

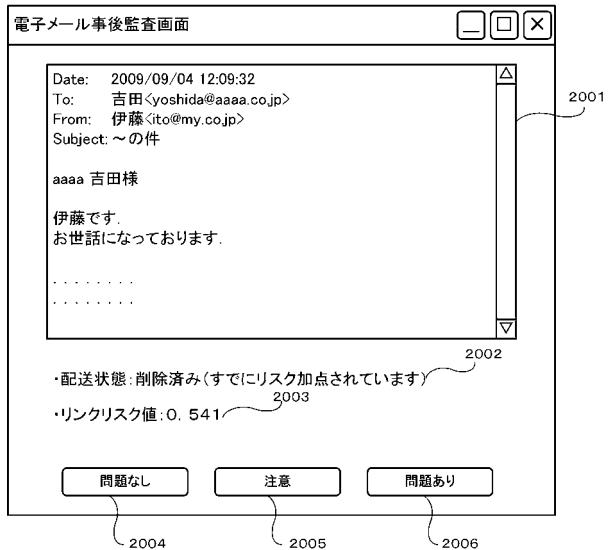
1801
1802
1803
1804
1805
ソート(昇順、降順)

・残留リスク指數: 2.625
・監査実施率(2009/09/01～): 50%

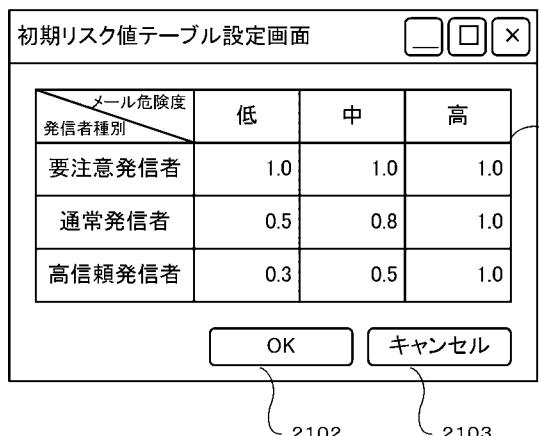
【図19】



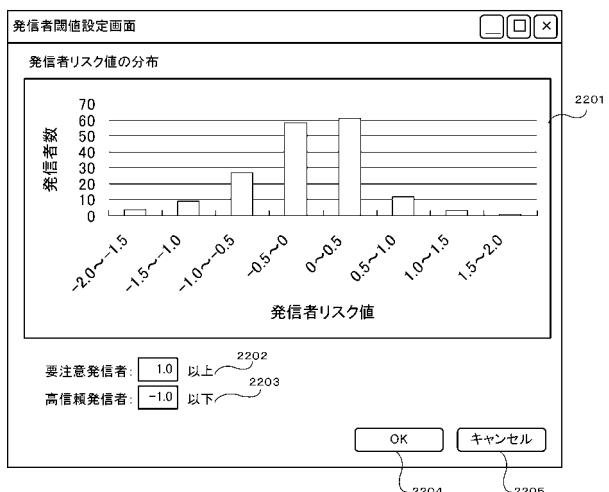
【図20】



【図21】

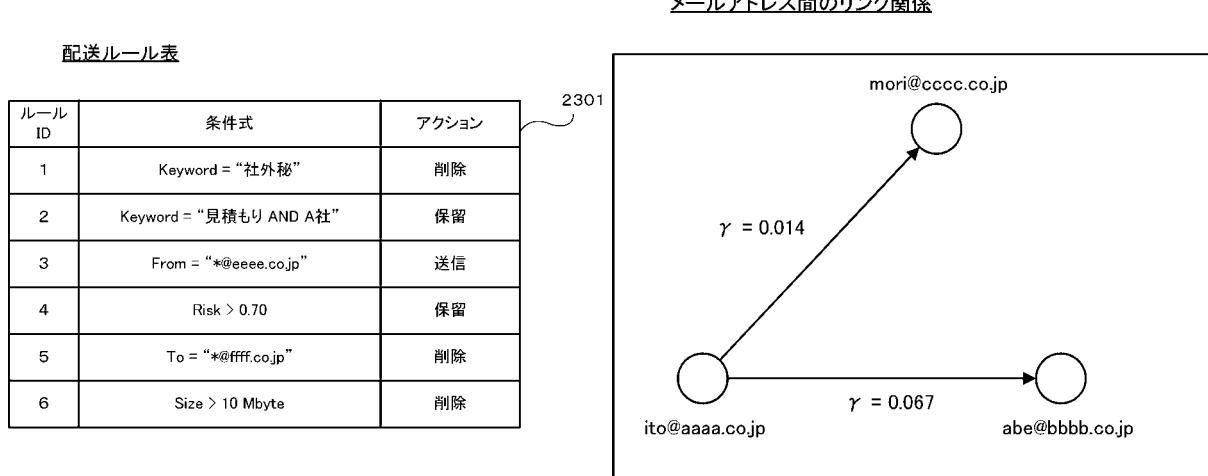


【図22】



【図 2 3】

【図 2 4】



フロントページの続き

審査官 安藤 一道

(56)参考文献 特開平10-093557(JP,A)
特開2009-043144(JP,A)
特開2009-43144(JP,A)
特開2007-87327(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H 04 L 12 / 58
G 06 F 13 / 00